

第二次

下呂市環境基本計画



平成30年3月
岐阜県下呂市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の役割と理念	2
1.3 計画の位置づけ	3
1.4 計画の期間	3

第 2 章 下呂市の環境を取り巻く現状

2.1 環境に関する状況	4
2.2 社会の動向と今後の課題	9

第 3 章 計画の基本構想

3.1 計画が目指すもの	12
3.2 重視する視点	12
3.3 基本方針	13

第 4 章 計画の推進体制

4.1 地域との連携	14
4.2 各種計画との連携	14
4.3 進捗管理	15

第 5 章 施策

5.1 計画の構成イメージ	16
5.2 各主体の役割	16
5.3 施策	17
1－自然環境	18
2－生活環境	22
3－環境共存	26
4－環境教育	28
5－地球環境	29
5.4 数値指標	32

資料編

(1) 下呂市環境基本条例	33
(2) 第二次下呂市環境基本計画策定経緯	38
(3) 下呂市環境審議会委員名簿	38
(4) 下呂市環境審議会での意見（第2回審議会：第一次計画の方針・取組みについて）	39
(5) 下呂市環境審議会より計画の報告	42
(6) 第一次計画における施策の取組み実績	43

【表紙写真】 右上から時計回りに、馬瀬川ともみじ、下呂温泉噴泉池、御嶽山、
四美・岩太郎のしだれ桜

【裏表紙写真】 飛騨小坂沢のぼり

第1章

計画の基本的事項

1.1 計画策定の趣旨

下呂市は、平成16年3月に萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬村の5町村が合併し、新市として誕生しました。本市では、平成27年3月に「もっと住みたい 訪れたい みんなのふるさと わくわく下呂市」を将来像に掲げた下呂市第二次総合計画を策定し、それを軸としたまちづくりを進めています。

本市には豊かな自然が数多くあり、その自然を活かした産業や文化がはぐくまれてきました。このような恵まれた環境を守り、現代の環境問題への対策を図っていくために、平成22年6月に「下呂市環境基本条例」を制定しました。そして、この条例の基本理念に則し、環境の保全や創出などを計画的に推進していくため、平成24年度に「下呂市環境基本計画」を策定しました。この第一次計画は平成25年度を初年度として29年度で期間の満了を迎えることから、これまでの取り組みを見直すとともに、近年の社会情勢の変化や課題などに対応し、「環境」の視点から「暮らし」や「観光」を輝かせるブランド・下呂を創造する方策としての「第二次下呂市環境基本計画」を策定します。



馬瀬数河地区の景観（林道八幡・高山線 馬瀬・萩原区間より撮影）

1.2 計画の役割と理念

- 「下呂市環境基本条例」の基本理念に則り、豊かで快適な環境を保全・創出します。

本計画は、平成22年6月に制定された「下呂市環境基本条例」に基づき定めるもので、条例に掲げられた4つの基本理念を実現させるための計画です。

基本理念

～下呂市環境基本条例より～

1. 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、環境への負荷の少ない健全な経済が持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担のもとに積極的かつ継続的に行われなければならない。
4. 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深く関わっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的かつ継続的に行われなければならない。

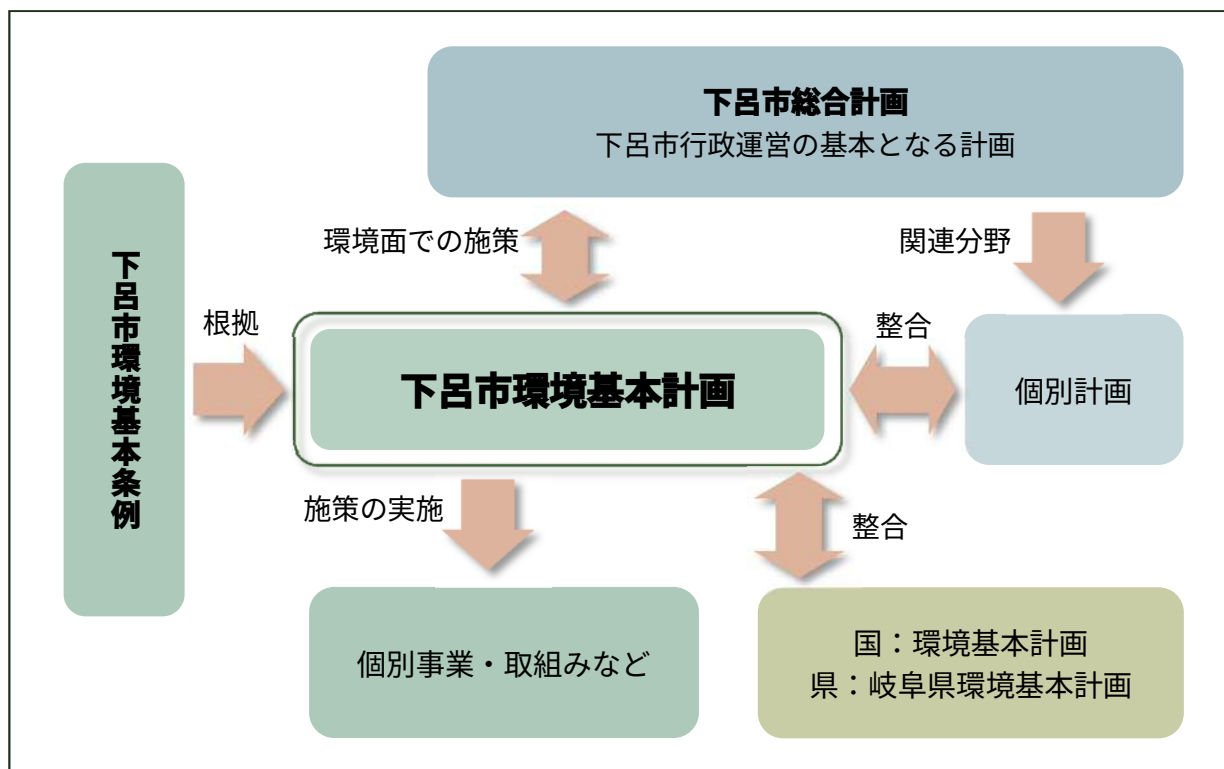
- 環境に関する目標および施策を定め、行政・市民・事業者がそれぞれの役割を自覚し協力して取組みを実行するための方向性を示すものです。

本計画では、環境の保全などに関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、施策の方針や目標、取組みなどを定めます。また、行政・市民・事業者の役割を明らかにし、行動していくための方向性を示します。

1.3 計画の位置づけ

「下呂市環境基本計画」は、下呂市環境基本条例の基本理念にもとづき、本市をとりまく環境の保全や創造を進めていく上での方針と施策を定めた計画です。

まちづくり全般の方針を定めた「下呂市第二次総合計画」をはじめ、関連する各種計画と整合を図りながら、環境面で「まちづくり」を担います。



1.4 計画の期間

第二次下呂市環境基本計画では平成 30 年度から概ね 5 年間を計画期間とし、平成 34 年度に向けた目標指標を定めます。計画の見直しについては、社会情勢の変化などに応じて適宜実施することとします。

第2章

下呂市の環境を取り巻く現状

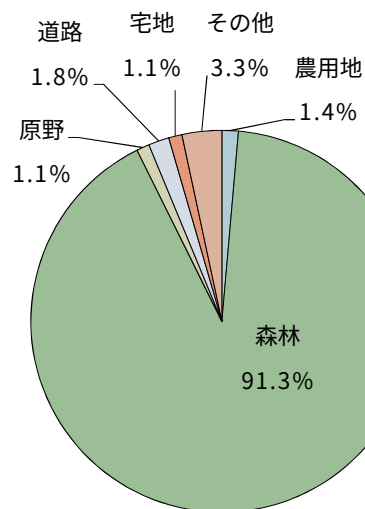
2.1 環境に関する状況

(1) 下呂市の自然環境の特性

本市は岐阜県の中東部に位置し、北は高山市、南は加茂郡、西は郡上市および関市、東は中津川市および長野県に接しています。市域面積は 851.21km² で、そのうち約 9 割を森林が占めており、残りの土地に農用地や宅地などが混在しています。

本市の中央には飛騨川、西には馬瀬川が流れ、飛騨木曾川国定公園や県立自然公園なども位置する自然豊かな地域です。海拔は、最高 3,052m から最低 220m と大きな高低差が特徴となっています。

自然環境を活かした観光が盛んで、「日本三名泉」の一つとして名高い「下呂温泉」や「飛騨小坂温泉郷」などに代表される温泉群、霊峰御嶽山をはじめとする山々、「岐阜の宝もの」第 1 号にも認定された「小坂の滝めぐり」、日本有数のロックフィル式の岩屋ダムおよびダム湖（東仙峡金山湖）など、自然や景観が楽しめる観光地や景勝地が随所にあります。また、豊かな自然の中でそだつ農林水産物も有名であり、和牛ブランドの飛騨牛、清流馬瀬川の鮎、夏秋トマトなどの美味しい農水産物や、銘木「東濃ヒノキ」、ぶなしめじ、まいたけ、しいたけなどの林産物を産出しています。そして、特別天然記念物のニホンカモシカ、オオサンショウウオ、環境省・岐阜県レッドリストにおいて絶滅のおそれのある野生生物に指定されているライチョウ、ヤマネ、ギフチョウ、下呂市の花木となっている「岩つつじ」、「もみじ」をはじめとした多様な野生動植物が共存する場所でもあります。



下呂市の土地利用状況

(出典：平成 28 年岐阜県統計書)

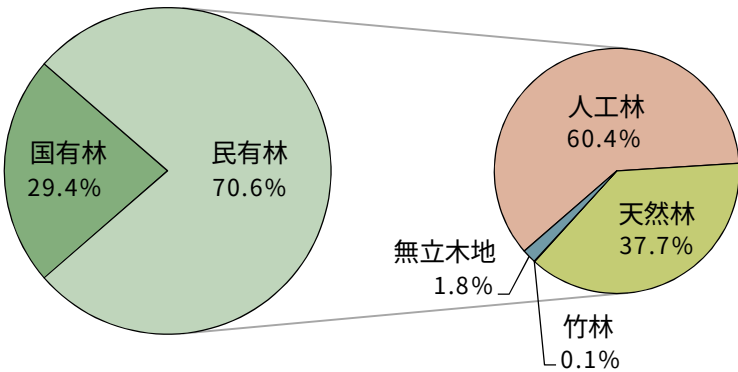


下呂市の自然環境の概要

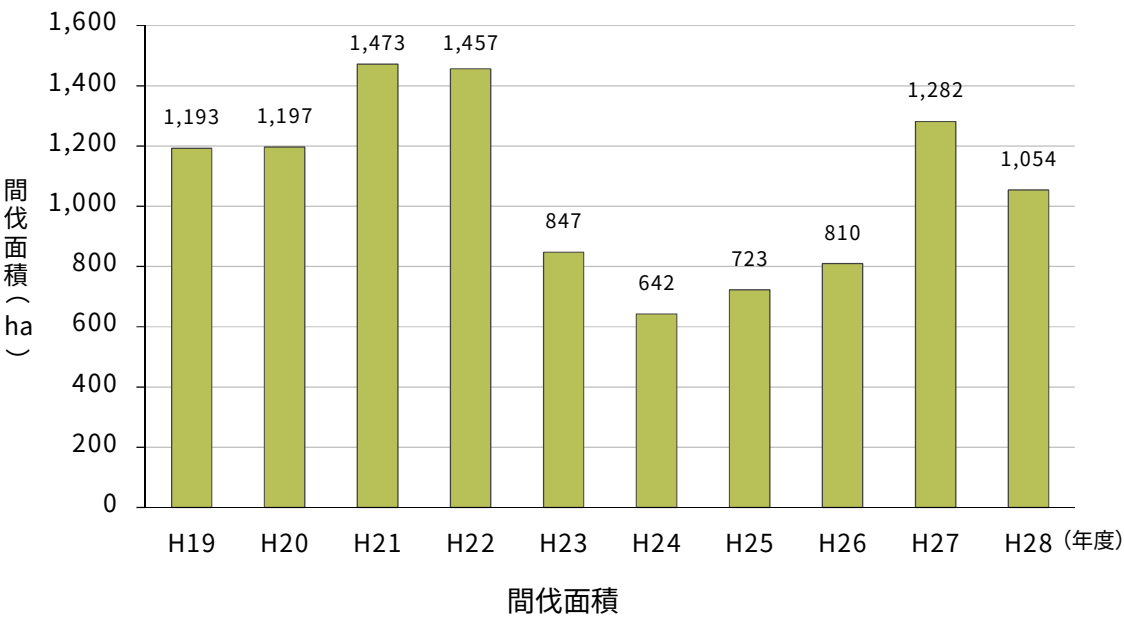
(2) 森林の状況

下呂市の森林面積は、市全体の面積の約9割（78千ha）で、そのうち約3割が国有林、約7割が民有林となっています。また、民有林のうち約6割が人工林です。

間伐面積は、年によって変動があり、平成19～28年度の10年間で642～1,473ha/年が間伐されています。平成24～28年度の木材搬出量の平均は、23,621m³/年です。



森林の内訳
(出典：平成27年度 岐阜県森林・林業統計書)



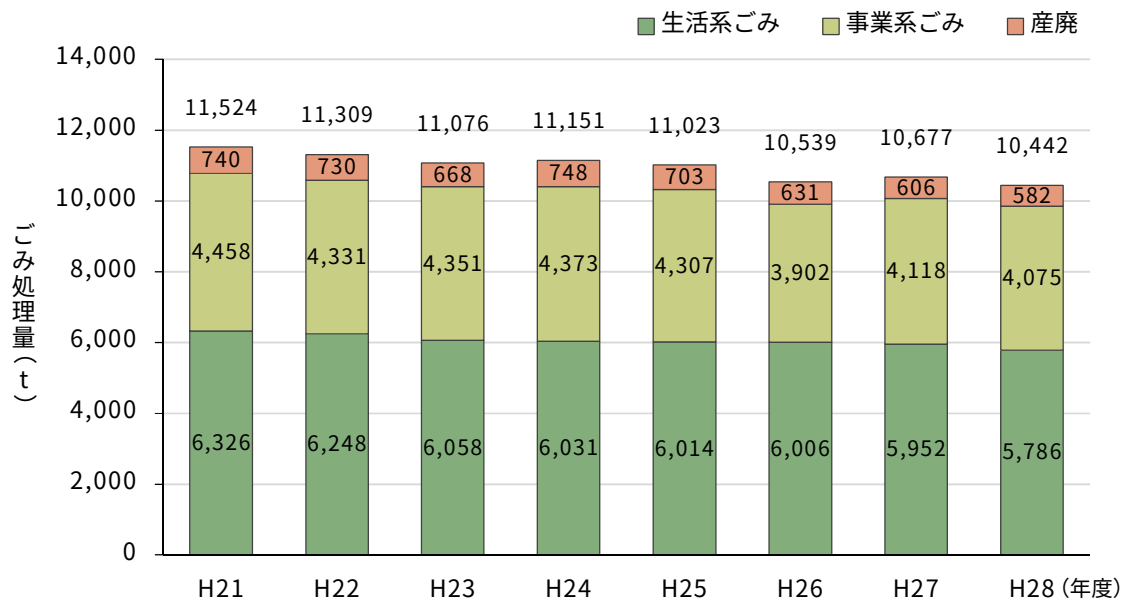
間伐面積
(出典：下呂市農林部林務課)

主な事業主体による平成24～28年度の木材搬出量 (出典：下呂市農林部林務課)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	平均
搬出量 (m ³)	26,296	22,448	23,281	22,669	23,411	23,621

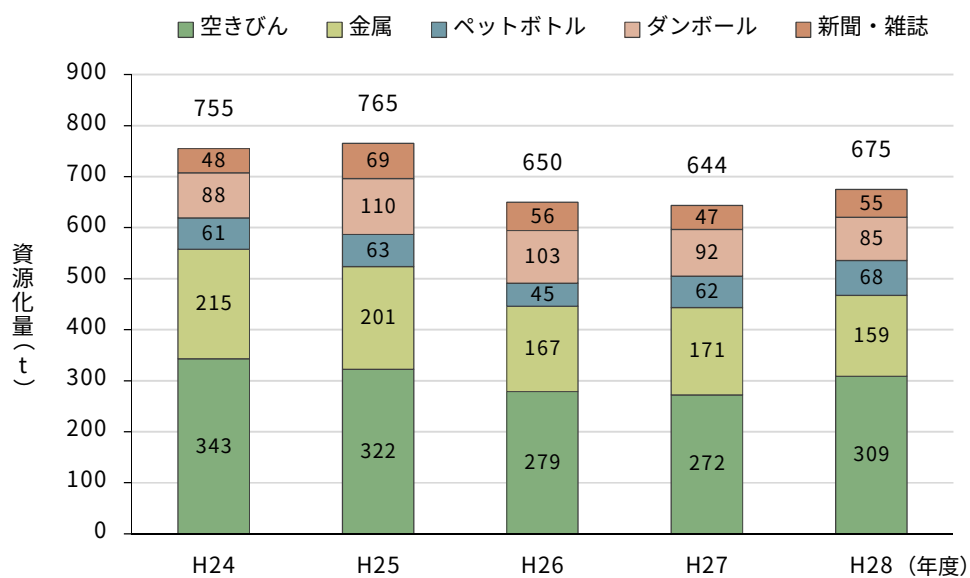
(3) ごみ処理およびリサイクルの状況

ごみ処理量は、生活系ごみが約 55%、事業系ごみが約 40%、産業廃棄物が約 5% であり、事業系ごみが比較的多くの割合を占めています。資源ごみの種類別では、空きびんが最も多く、次いで金属が多くを占めています。市では、小中学校 PTA や保育園保護者会などによる集団資源回収を推進しています。



ごみ処理量の推移

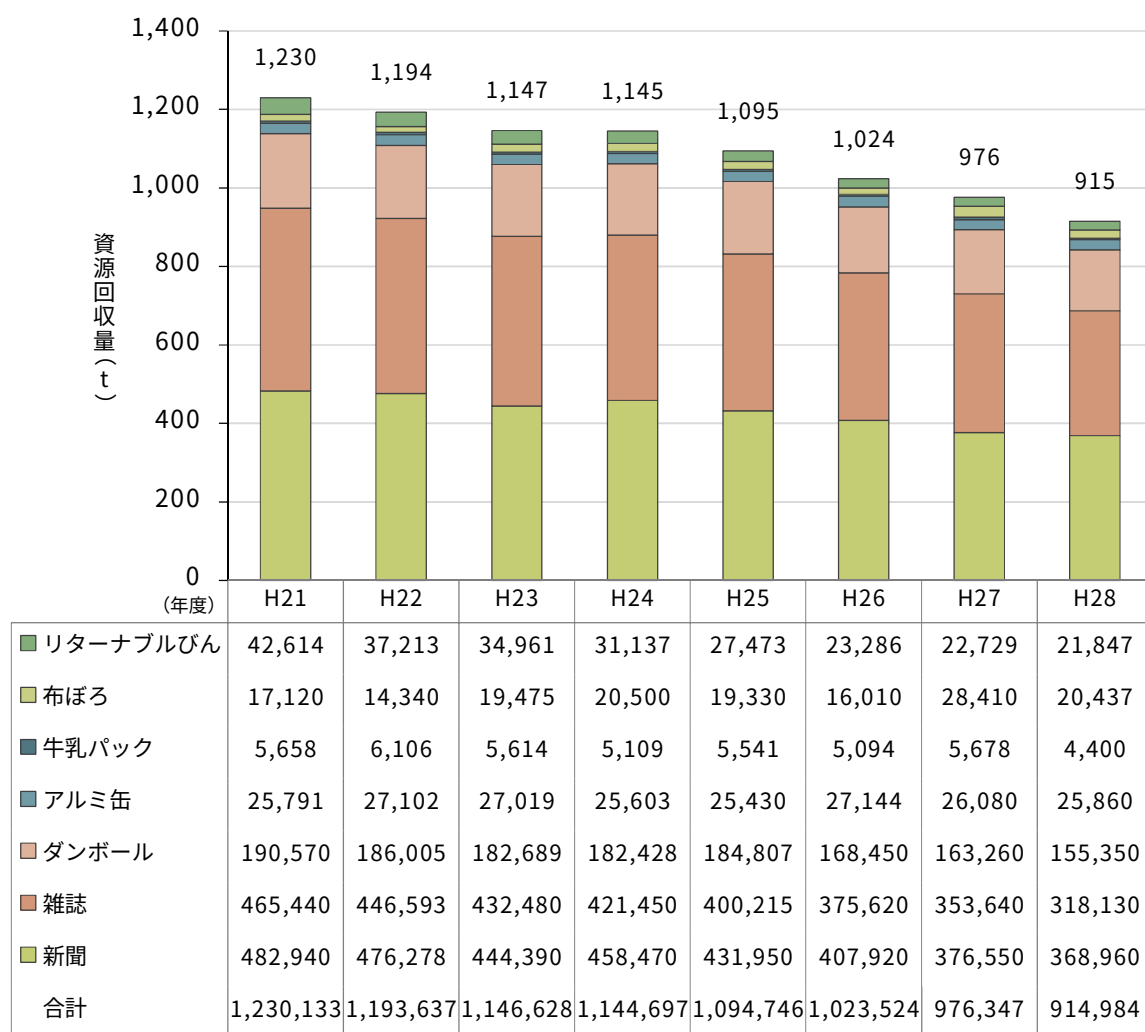
(出典：下呂市データ集 2017)



資源化量の推移

(出典：下呂市環境部環境施設課)

※端数処理のため、合計が合わないことがあります。



リターナブルびんは 0.7kg/本で重量に換算

集団資源回収量の推移

(出典：下呂市環境部環境課)



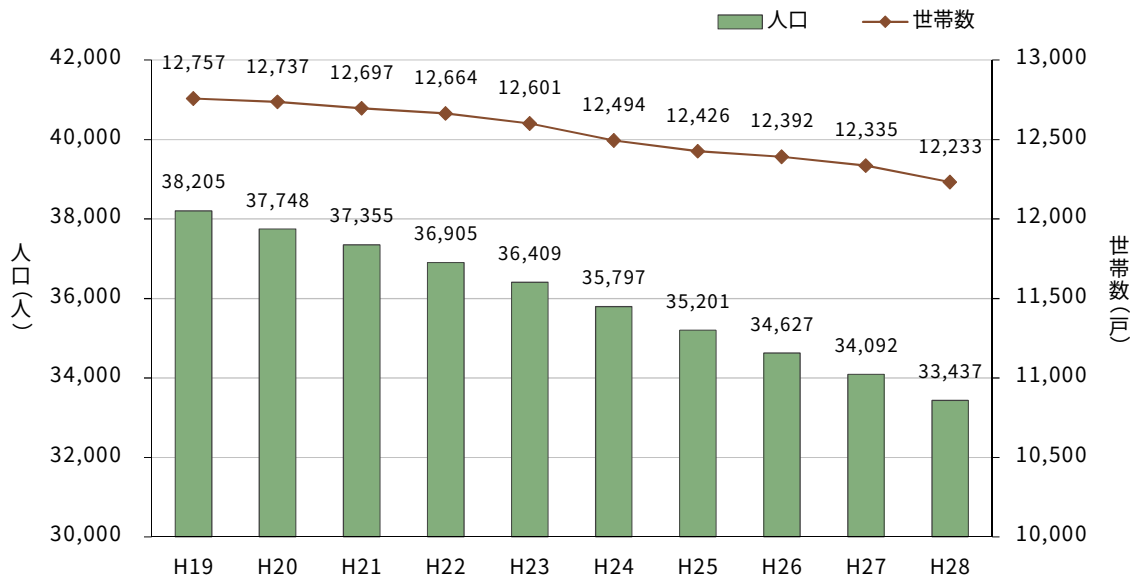
下呂市の集団資源回収品目

2.2 社会の動向と今後の課題

(1) 人口・世帯数

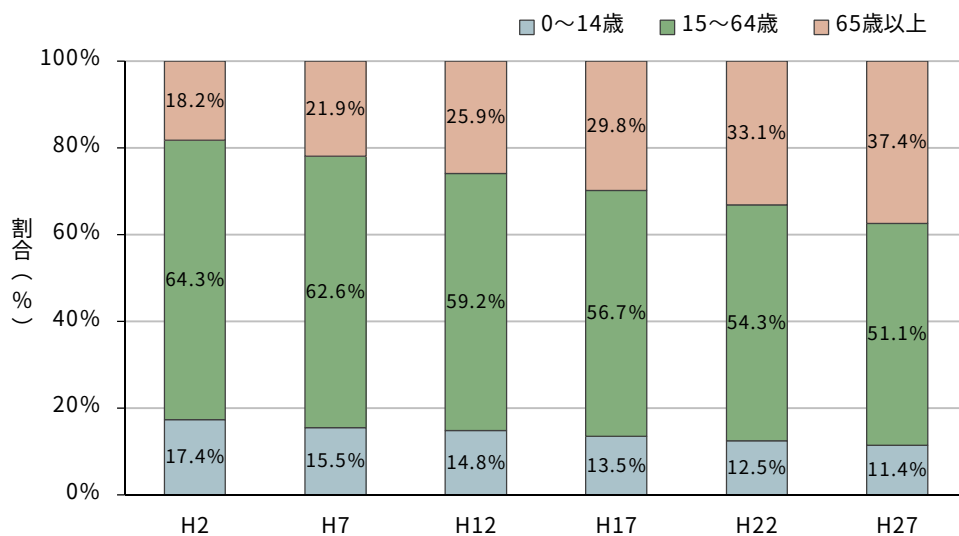
下呂市の人口および世帯数は減少傾向にあり、平成 28 年度では人口 33,437 人、世帯数 12,233 世帯となっています。10 年前（平成 19 年度）と比較すると、4,768 人（12.5%）、524 世帯（4.1%）の減少です。年齢別の構成を見ると、64 歳以下の人口の割合が減少しているのに対して、65 歳以上の人口の割合は増加しています。

今後も人口の減少と高齢化は進んでいくことが予想されます。



下呂市の人口および世帯数の推移

（出典：下呂市総務部市民課、各年度の3月末現在）



年齢別人口割合の推移

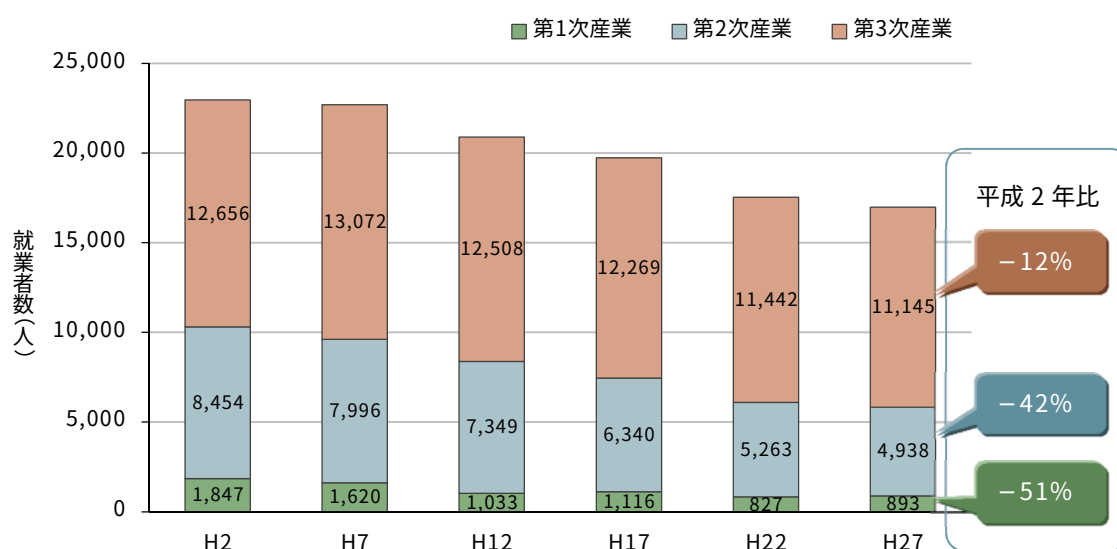
（出典：国勢調査、各年10月1日現在）

(2) 産業

人口の減少に伴い、就業者数も減少傾向にあります。

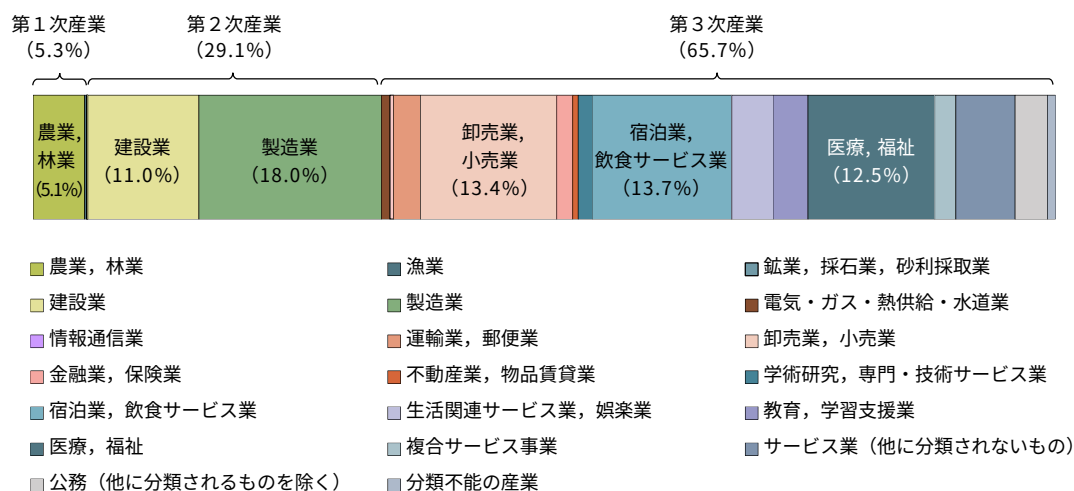
産業大分類別に見ると、平成27年は第3次産業が約65%、第2次産業が約30%、第1次産業が約5%の割合で、平成2年と比較すると第1次産業の減少率が最も大きくなっています。

また、産業の内訳は、製造業に次いで宿泊業・飲食サービス業の占める割合が高く、温泉を中心とした観光産業が盛んです。観光客数および宿泊者数は、平成18年から平成22年にかけて減少傾向にありましたが、その後、平成28年までは同程度で推移しています。



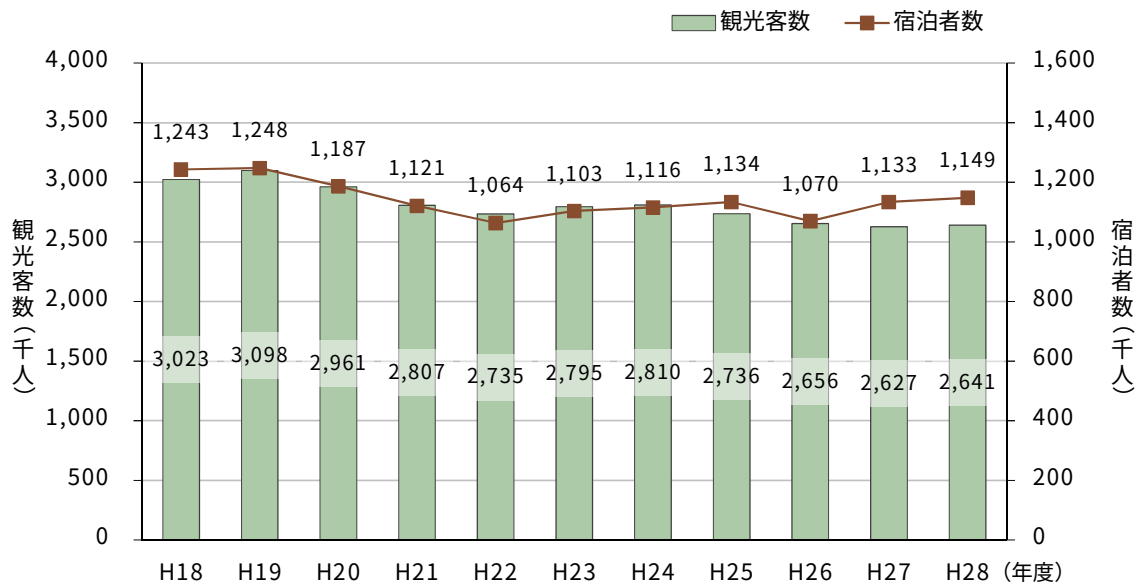
産業就業者数の推移

(出典：国勢調査、各年10月1日現在)



下呂市における事業所数の産業分類別構成比の比較

(出典：国勢調査、平成27年10月1日現在)



観光客数および宿泊者数の推移

(出典：下呂市観光部観光課)

将来の環境への影響

- 人口が減ることで、環境に負荷を与える要因（エネルギー消費量、生活排水、ごみなど）は減少すると考えられます。
- 一方で、良好な環境を維持するための活動（地域の清掃・美化活動など）は衰退すると考えられます。

今後の課題

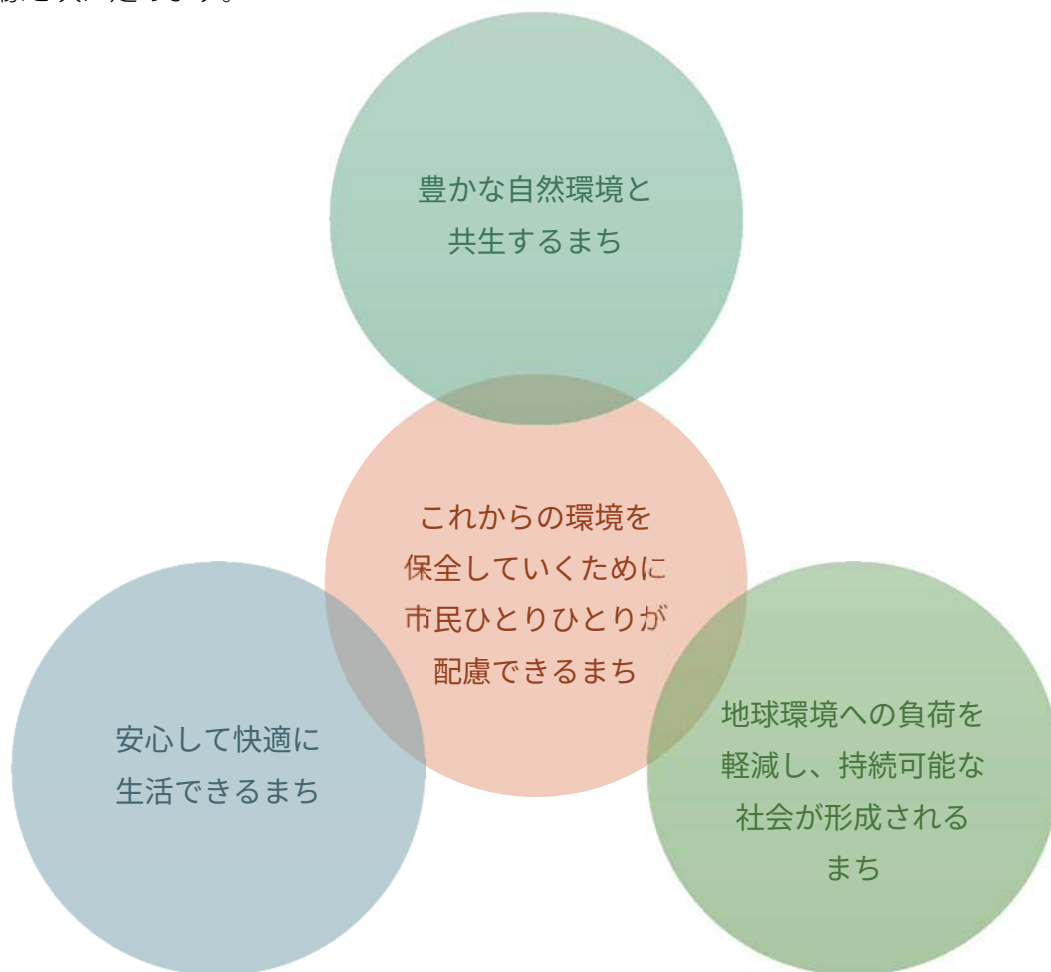
- 地域のコミュニティを活性化し、地域みんなで協力して取り組んでいくことが必要です。
- 下呂市の豊かな自然環境や文化を活かして、子どもたちや観光客など市内外の人たちに楽しく環境について知り、活動してもらうことで、元気なまちをつくることが課題です。

第3章

計画の基本構想

3.1 計画が目指すもの

下呂市環境基本条例に定められた基本理念を実現させるため、目指すべきまちの将来像を次に定めます。



3.2 重視する視点

下呂市の特性や課題を踏まえ、豊かな自然環境・文化を活かした教育・観光の基盤づくりを重点的に取り組むこととします。この取り組みを通して「環境」への知識を深め、下呂の良さを知ってもらい、地域コミュニティと環境保全に関わる活動の活性化を図ります。そして、良好な自然環境と住環境が整った「くらしやすさ一番『下呂』」づくりと国際的に認知される観光地「GERO」づくりを目指します。

3.3 基本方針

目指すべきまちの将来像に向けて環境の保全等に取り組むため、以下の5つの基本方針を掲げます。

〈1・自然環境〉豊かな自然環境を大切にしよう

川、森林、農地など豊かな自然環境を大切にし、生物多様性を保全します。

〈2・生活環境〉安全で快適な生活環境を守ろう

健康で快適な生活が送れるよう、生活環境を良好な状態に保ちます。

〈3・環境共存〉自然、文化、人が調和するまちをつくろう

特徴ある自然環境を観光、文化、地域づくりに活かし、環境との良好な関係を保った元気な地域をつくれます。

〈4・環境教育〉環境について学ぼう

良好な環境を次世代につなぐための人を育てます。

〈5・地球環境〉資源を大切に、かけがえのない地球環境を思いやろう

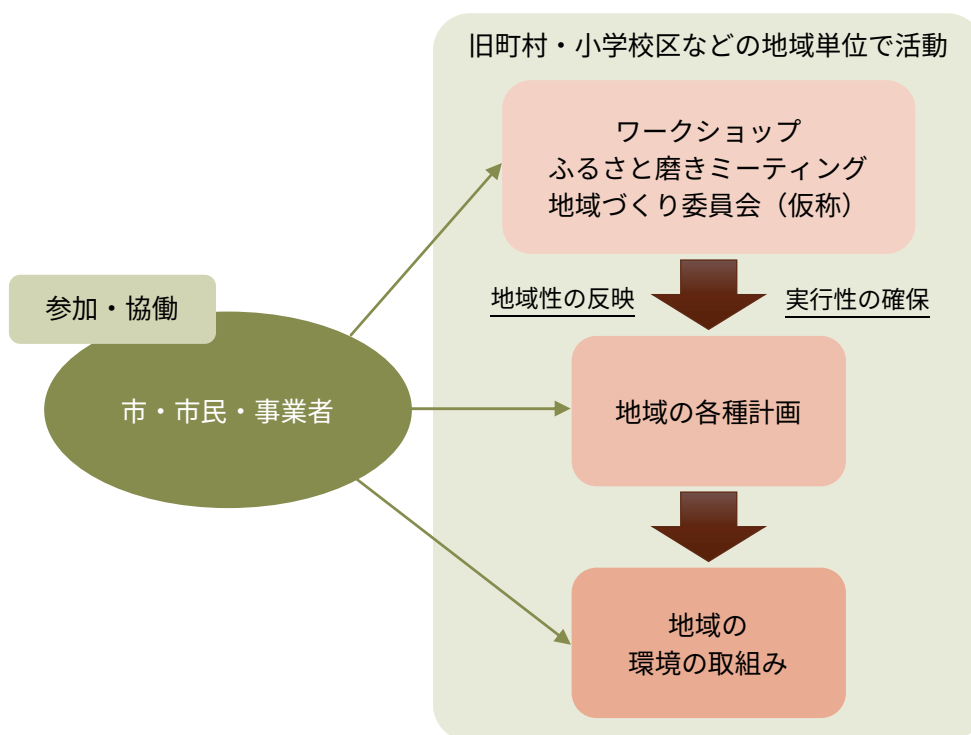
廃棄物の削減やエネルギー利用の見直しにより、限りある資源を大切にし、地球環境への負荷の軽減について下呂市らしい役割を模索していきます。

第4章

計画の推進体制

4.1 地域との連携

町村合併により広範な市域を持つこととなった下呂市は、各地域で特有の環境と、これまでに培ってきた多くの資源を有していることから、それぞれの地域の風土や実情に合った地域づくりが必要です。そのため、下呂市では「地域力」を強化し、市民や企業が主体的に地域づくりに参画することによって、各地域の課題を解決していこうとしています。環境基本計画の中の市民や事業者の取組みについても、地域づくりのひとつとして、地域の計画と連携しながら推進していきます。



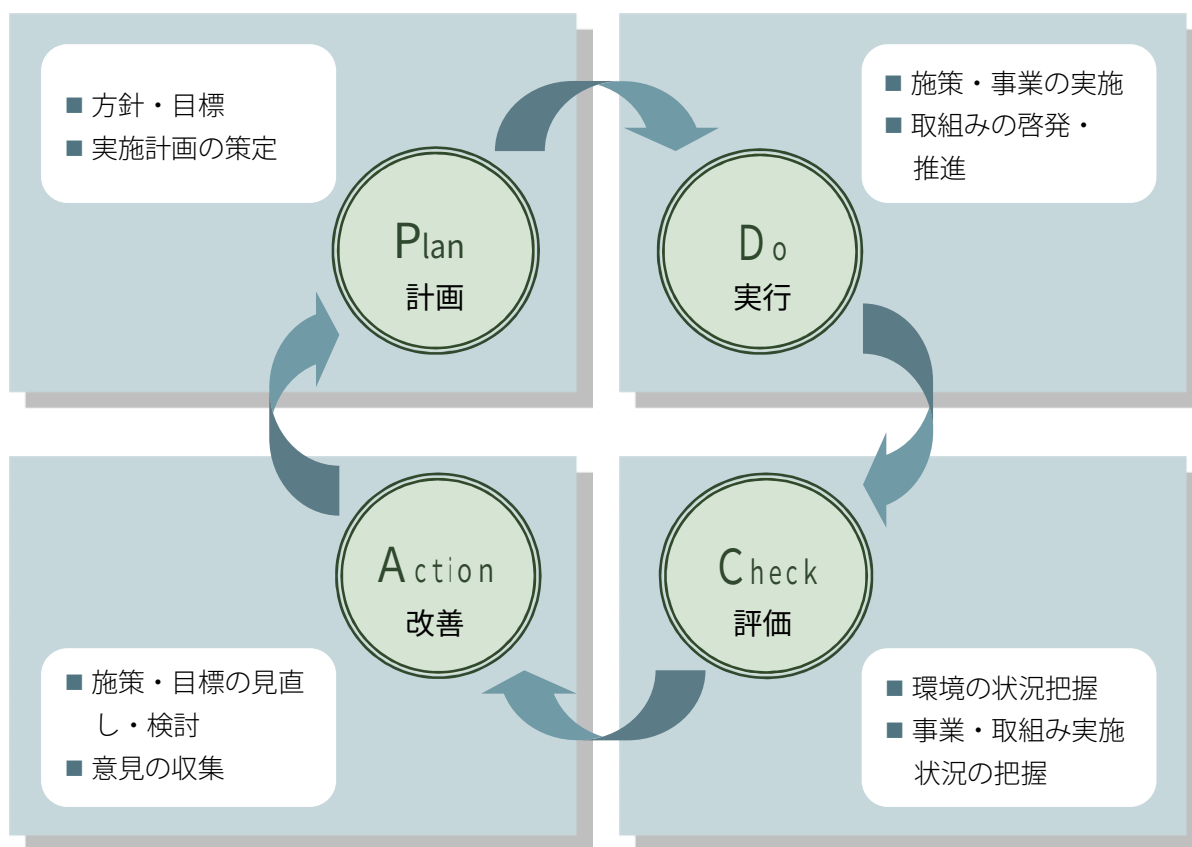
4.2 各種計画との連携

本計画は、環境への「直接的」な働きを目的とした施策や取組みを設定しています。しかし、「公共交通」「インフラ整備」などの事業や、「景気低迷」「少子高齢化」「財政難」などの社会的課題についても、「環境」の視点から支えていく必要があります。そのため、下呂市が進めていく様々な計画や事業とも連携し、環境に対する問題や課題に対してより効果的に対処することを目指します。

4.3 進捗管理

環境基本計画では、下図に示す PDCA サイクルによって、定期的に各種取組みの実施状況を把握し、評価、見直しを行います。計画は基本的に5年を区切りとして見直しを行います。社会情勢の変化や環境に関する新たな課題に応じて適宜対応することとします。

なお、計画の策定および変更にあたっては、下呂市環境審議会においてその内容を審議し、市民や環境に関する学識経験者などの意見を取り入れながら策定を進めていきます。



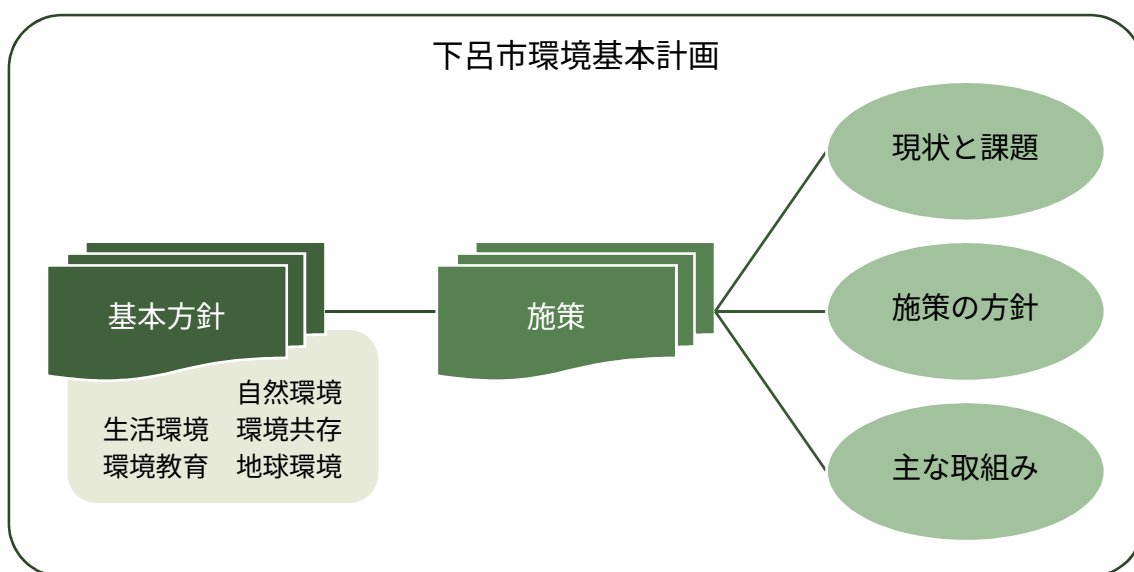
PDCAサイクル

第5章

施策

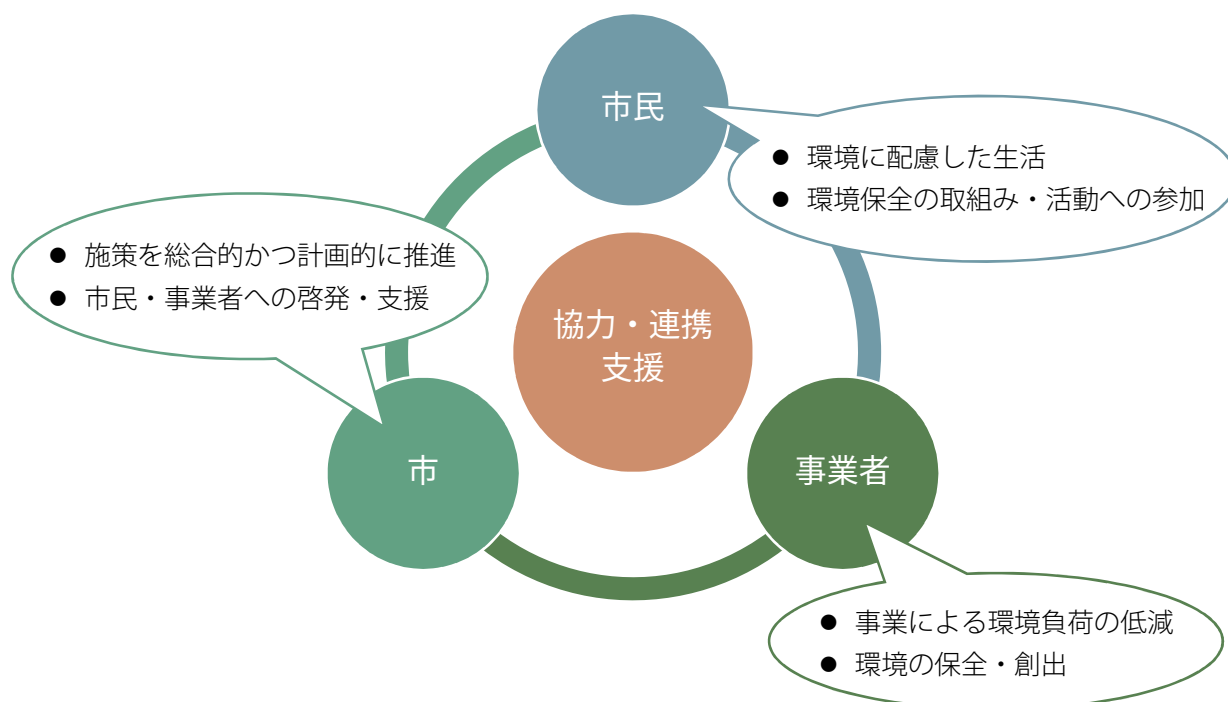
5.1 計画の構成イメージ

下呂市の環境の保全および創出を進めるにあたっての方向性として基本方針があります。そして、それを実行するための具体的な施策をいくつか挙げ、その施策ごとに「現状と課題」、「施策の方針」、「主な取組み」を設定し、施策を推進していきます。



5.2 各主体の役割

施策および取組みは、市・市民・事業者の協働のもと推進します。



5.3 施策

基本方針に基づき、次のような施策を展開します。また、「3.2 重視する視点」より、「自然とのふれあい推進」および「環境教育の推進」を重点施策とします。

1 自然環境

豊かな自然環境を大切にしよう.....18ページ

川、森林、農地など豊かな自然環境を大切にし、生物多様性を保全します。

- | | |
|----------|-----------|
| a. 河川の保全 | b. 森林の保全 |
| c. 農地の保全 | d. 生態系の保全 |

2 生活環境

安全で快適な生活環境を守ろう.....22ページ

健康で快適な生活が送れるよう、生活環境を良好な状態に保ちます。

- | | |
|--------------|-------------|
| a. 公害の防止と対策 | b. 廃棄物の適正処理 |
| c. 生活排水の適正処理 | d. 環境美化の推進 |

3 環境共存

自然、文化、人が調和するまちをつくろう.....26ページ

特徴ある自然環境を観光、文化、地域づくりに活かし、環境との良好な関係を保った元気な地域をつくります。

- | | |
|-------------|----------------------|
| a. 景観の保全と創造 | b. 自然とのふれあい推進 |
|-------------|----------------------|

重点
施策

4 環境教育

環境について学ぼう.....28ページ

良好な環境を次世代につなぐための人を育てます。

重点
施策

- a. 環境教育の推進**

5 地球環境

資源を大切に、かけがえのない地球環境を思いやろう.....29ページ

廃棄物の削減やエネルギー利用の見直しにより、限りある資源を大切にし、地球環境への負荷の軽減について下呂市らしい役割を模索していきます。

- | | |
|-------------------|------------|
| a. 地球温暖化対策の推進 | b. ごみ減量の推進 |
| c. 再生可能エネルギーの有効活用 | |

1・自然環境

a. 河川の保全

キーワード・・・河川管理、多自然川づくり※

※ 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖 環境及び多様な河川景観を保全・創出するための河川管理

現状と課題

下呂市は、一級河川である飛騨川、馬瀬川をはじめとする清らかな川があり、美しく豊かな水に恵まれている所です。河川の豊かな水は、下呂市民の暮らしを支えるだけでなく、下流域の農業用水や工業用水、水道用水などとして広く利用されるとともに、魚などの水辺に生息する動物や植物など、たくさんのいのちをはぐくむ源となっています。一方で、気候変動により集中豪雨が増加している中で、適切な河川整備を行い、河川の氾濫や土砂の流出に備えていくことも重要です。災害に対する安全性の確保と生物の多様性に配慮した「自然と共生した川づくり」が求められています。

施策の方針

- 河川管理者や市民と連携・協力を図りながら、適切な河川の整備と管理を行い、潤いのある水辺を保全します。

主な取組み

取組み	内容
自然に配慮した河川や排水路の補修・整備	県などの関係機関と連携を強化し、周囲の景観と調和し、生物の生育・生息環境に配慮した河川の整備に努めます。
河川の美化活動	河川管理者や市民、自治会、NPOなどと協力し、河川の除草、外来種駆除、清掃活動を行います。
河川パトロール	定期的に河川パトロールを行うことによって、早期に補修・改善しなければならない場所を把握し、排水路等の構造物を長期間利用できるように維持します。



アユ



アジメドジョウ

下呂市の川に生息する生物

写真：岐阜県水産試験所提供

1・自然環境

b. 森林の保全

キーワード・・・森林の多面的機能、林業、木材産業、里山林、生物多様性

現状と課題

森林が果たす役割は、土砂災害の防止、水源の涵養、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収など多岐にわたります。下呂市は森林面積が約90%を占め、低山帯の照葉樹林からブナ帯、亜高山帯、高山帯まで多様な森林を有しています。また、民有林の約60%を占める人工林では、ヒノキ木材生産を中心とした林業・木材関連産業が営まれてきました。しかし、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化および担い手の減少によって森林整備が停滞し、森林が持つ多面的な機能が十分に発揮されていない状況にあります。木材生産や公益的機能など多面的な機能が十分に発揮される健全な森林を将来にわたって残していくため、持続可能な森林整備を行っていくことが課題です。

施策の方針

- 安定した木材生産と地元産材の利用を推進し、持続可能な森林づくりを目指します。
- 水源涵養や土砂災害防止など公益的機能の高い森林を整備します。
- 生物多様性が保全され、人のくらしとの良好なつながりが保たれた森林を保全整備します。

主な取組み

取組み	内容
持続可能な森林経営の推進	多数の所有者が保持する山林をひとつの団地と捉え、集団で施業を行うことにより、効率的な作業とコストの削減を図ります。さらに、多様なニーズを取り込める森林経営のあり方を模索します。
地元産材の利用推進	住宅や施設への地元産材の使用を普及させます。また、建築用材として利用し難い材は、合板・集成材、バイオマス利用、製紙用木材チップなどに利用できるよう可能な限り搬出します。
環境保全林の整備	奥山や溪流沿い、急傾斜地など木材生産には不向きな森林では、水源の涵養や土砂の流出防止など公益的機能の高い環境保全林として整備を推進します。
治山事業	治山事業において環境に配慮した工法や森林整備を行うことにより、溪流沿いの森林の荒廃を防ぎ、溪流魚や水生昆虫などがすみやすい環境を作ります。
里山林の保全整備	身近な森林空間では、豊かな生物多様性を持ち、森林と人がふれあえる場としての「里山林」を保全整備します。

1・自然環境

c. 農地の保全

キーワード・・・生物多様性、鳥獣害対策、農地保全管理

現状と課題

農地は、食物の生産だけでなく、生物多様性の保全や水源の涵養、良好な景観の形成、自然とのふれあいの場の提供など、環境面からも多くの機能を有しています。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足により農地や農業用水路などの保全管理が適切に行われず、農地の多面的機能の維持が困難な状況にあります。こうした中で、農地の荒廃を防止するためにも、国や県の施策を活用し、関係機関との連携を強化する一方で、地域に根ざした農業の活性化のための独自の取組みが必要とされています。



農地維持活動

施策の方針

- 農業基盤の整備や鳥獣害対策を計画的に実施し、優良農地を確保・保全します。
- 関係機関と協力し、新たな担い手、後継者の育成を支援します。
- 地域住民自らが主体となって行う農地の保全活動を支援し、農地保全に対する意識の向上に努めます。

主な取組み

取組み	内容
農業基盤整備	県営などの有利な補助事業を活用し、農地、農業用排水路、農業用道路、獣害防止柵などの整備を行います。
担い手育成総合支援	県・農協・農業委員会・市が連携し、新規就農者および農業経営体の育成とフォローアップ体制の充実を図ります。
集落営農の推進	下呂市では、集落など地縁的にまとまりのある人たちで組織をつくり、農地を集積して共同で農地を守り営農活動を行うことで、農村の環境保全に努める集落営農を推進していきます。
地域共同活動支援	交付金などを活用し、水路や農道の補修など、地域住民が共同で行う農地の維持活動を支援します。

1・自然環境

d. 生態系の保全

キーワード・・・生物多様性、特定外来生物、溪流魚付き保全林

現状と課題

下呂市の森や川、農地などの自然環境は、さまざまな生物をはぐくむ「場」であり、これらの生物や環境が関わり合いながら豊かな生態系を形成しています。私たちの生活は、食べ物や水、木材や鉱物といった資源など、生態系からの恵みによって支えられています。また、自然は観光・教育の場としても重要であり、豊かで文化的な生活を送るためには欠かせません。

一方で、生態系を脅かすものとして、特定外来生物が各地で問題となっており、下呂市においてもオオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリの生育が確認されています。

こうした現状を踏まえ、将来にわたって下呂市の豊かな自然や生物多様性を守っていくための取り組みが必要です。

施策の方針

- 特定外来生物の防除により、在来生物の保全に努めます。
- 森・川をとりまく生態系を保全します。

主な取り組み

取り組み	内容
特定外来生物防除	市内の特定外来生物の繁殖状況を把握し、早期発見・早期駆除に努めます。また、特定外来生物の生態や駆除方法について周知を図り、市民と協力して防除を推進します。
森・川の生態系保全	県などの関係機関と協力しながら、「溪流魚付き保全林」をはじめとする森林と川をとりまく生態系を調査し、保全します。森林を適切に保全・整備することで、森林の生物多様性を保全するとともに、溪流魚や水生昆虫などがすみやすい河川環境をつくります。



特定外来生物駆除活動



葛谷溪流魚付き保全林（写真中央部が葛谷）

2 生活環境

a. 公害の防止と対策

キーワード・・・水質、騒音、自動車排出ガス、大気汚染、土壌汚染、振動、悪臭

現状と課題

水質汚濁や大気汚染、悪臭、騒音などは健康被害を及ぼすだけでなく、隣人トラブルの発生原因となります。安全・安心な生活環境を守るためには、このような公害を防止し、その対策を講じていかなければなりません。そのためには、環境の状況を定期的・継続的に監視し、公害を未然に防ぐとともに、公害に早期対応ができる体制を維持していく必要があります。また、地域住民に対しては、様々な活動の中で些細なことであっても周辺の環境に影響しうることを考慮し、土地や水は住民みんなで保全するという意識をもつことが重要です。



清流 馬瀬川

施策の方針

- 公害の防止に対する啓発活動および指導を行います。
- 公害に関わる環境の状況を定期的に調査し、問題に早期対応できるよう監視します。

主な取組み

取組み	内容
公害防止啓発活動	市民や地域へ公害に関する知識や情報を発信し、啓発に努めます。工場・事業所などに対しては、立ち入り調査や指導を行います。
河川水質調査	河川の水質調査を実施して水質の状況を定期的に把握し、水質の保全に努めます。
騒音の監視	自動車騒音対策を計画的かつ総合的に行うため、地域の騒音状況を把握し、継続監視します。

2 生活環境

b. 廃棄物の適正処理

キーワード・・・一般廃棄物、災害廃棄物、不法投棄

現状と課題

廃棄物には、環境を汚染するものや健康被害を及ぼす原因となるものもあることから、正しく安全に処理する必要があります。そのためには、廃棄物処理やリサイクルに関する法律を守り、排出ルールの徹底と処理施設の適正な運営を行っていかねばなりません。下呂市では、これまでも正しい処理のための啓発や対策を行ってきましたが、廃棄物に関する苦情や不法投棄はなくなっていない状況です。このような問題をゼロに近づけるため、取組みをより強化していくことが重要です。



下呂市クリーンセンター
完成イメージ図

施策の方針

- 廃棄物を法律に基づき適正に処理します。
- 災害時に多量に発生する廃棄物処理について対策を講じます。
- 不法投棄防止対策を実施し、環境の保全に努めます。

主な取組み

取組み	内容
廃棄物適正処理の啓発	事業者に対して廃棄物適正処理に関する啓発活動チラシを配布し、廃棄物の運搬手段や処理内容、違法行為について注意喚起を行います。また、状況に応じて立ち入り調査や指導を行います。
災害廃棄物対策	下呂市水害廃棄物処理計画及び下呂市震災廃棄物処理計画に基づき、災害発生時に発生する多量の廃棄物について速やかに対応できるよう準備するとともに、施設の災害対策に努めます。
不法投棄対策	市民や警察など関係機関との協働のもと、不法投棄禁止看板や擬似鳥居を設置するなど、より効果的な不法投棄の防止を図り、不法投棄が行われにくい地域環境を目指します。

2 生活環境

c. 生活排水の適正処理

キーワード・・・下水道、合併処理浄化槽、水質汚濁

現状と課題

台所やトイレ、風呂、洗濯など家庭から出る生活排水は、川や海の水を汚す大きな原因となっています。生活排水を適切に浄化して川に戻すため、下呂市では下水道等の整備を進め、下水道のつなぎ込み普及率も徐々に伸びてきました。今後も、水質を保全していくため、さらなる下水道のつなぎ込みおよび合併処理浄化槽の普及に向けた取組みと、市民ひとりひとりが汚れた水を減らしていく対策を行っていく必要があります。

施策の方針

- 生活排水による環境への負荷を軽減させるため、下水道のつなぎ込みおよび合併処理浄化槽の設置を推進します。

主な取組み

取組み	内容
下水道つなぎ込みの推進	広報での啓発や未接続家庭への個別訪問などを実施し、下水道のつなぎ込みを推進します。
合併処理浄化槽設置の推進	広報などを通して合併処理浄化槽の設置啓発、補助金制度のPRを行います。また、未設置家庭への戸別訪問を実施します。
生活排水対策の啓発	生活排水による水質汚濁を防止するため、水切りネットの使用、食器の油污れの拭き取り、洗剤の使用抑制、風呂の残り湯の再利用など、家庭でできる生活排水対策についてホームページやイベントなどで啓発し、市民の自主的な取組みを推進します。

2 生活環境

d. 環境美化の推進

キーワード・・・ごみゼロ運動、自治会活動、ごみステーション

現状と課題

ごみがなく、緑のあるきれいなまちは、市民や下呂市を訪れる観光客にとって安らぎを感じられる心地よい環境です。下呂市では、地域住民による歩道や公園、神社などの供用施設の清掃、草刈り、沿道および市街地の緑化や花かざりが盛んに行なわれてきました。高齢化や人口減少による市民活動の低迷および参加率の低下などの課題はありますが、これまでに行ってきた取組みを、市民・地域・行政が連携し継続していくことが重要です。

また、ごみ収集を戸別に行っている地域では、ごみが路上に出されるため、カラスによるごみ荒らしや景観を損なうなどの課題があります。そのため、ごみ収集場所の集約化を進めていく必要があります。

施策の方針

- 市・市民・事業者が協働して環境美化活動などを行います。

主な取組み

取組み	内容
市民参加による地域の環境美化活動の推進	自治会などが行うごみゼロ運動や花壇の管理、草刈りなどの活動を支援します。
ごみステーションの設置	環境美化および景観の向上のため、ごみを戸別収集している地域は、ごみステーションでの収集に移行を進めます。また、ごみステーションでの収集を推進していく上で、より市民が利用しやすい仕組みや排出困難者への対応などについて検討します。



ごみゼロ運動



ごみステーション

3・環境
共存

a. 景観の保全と創造

キーワード・・・街・里・森・川の景観、景観推進地区、景観重要建造物、景観重要樹木

現状と課題

下呂市には自然豊かな山々や飛騨川・馬瀬川をはじめとする清流、下呂市の歴史・文化を象徴する温泉街や宿場町など魅力ある景観が各地にあります。

このような下呂市の景観を後世に引き継ぐために、「下呂市景観条例」および「下呂市景観計画」にもとづいて、魅力ある景観の保全と下呂市にふさわしい新たな景観の創出を進めています。今後も引き続き、街・里・森・川の下呂市の景観特性を活かし、市民や観光客が安らぎや楽しさを感じられる景観づくりを行っていくことが求められます。

施策の方針

- 街・里・森・川の下呂市の特性を活かした良好な景観の保全と創出を推進します。

主な取組み

取組み	内容
風土と歴史を感じることのできる景観の保全	「下呂市景観条例」および「下呂市景観計画」を適正に運用し、街・里・森・川における下呂市の風土と歴史を感じることのできる景観を保全、創出します。 また、市民の景観意識を高めるための活動を積極的に実施するとともに、景観推進地区や景観重要建造物・景観重要樹木の指定に向けた活動も進めていきます。



景観推進地区（馬瀬地域）



景観推進地区（飛騨街道「萩原宿」）

3 環境
共存

b. 自然とのふれあい推進

重点施策

キーワード・・・自然資源、エコツーリズム

現状と課題

下呂市は、温泉や山、川、森林をはじめとした自然環境や歴史・文化など地域固有の資源を活かした観光産業が盛んな地域です。近年は、観光で地域の自然・歴史・文化などを体験し、学ぶとともに、その自然や歴史の保全につなげていこうとする「エコツーリズム」の取り組みも活発になってきました。自然とのふれあいを通して、観光客や地域住民が自然環境の大切さや環境保全について考え、その自然を未来に引き継いでいくために取り組んでいくきっかけとなるような、観光のありかたが求められています。

施策の方針

- 自然とふれあえる環境の整備を推進します。
- 自然保護に配慮した上で、自然資源を観光資源として活用します。
- 下呂市エコツーリズム推進全体構想に基づき、エコツーリズムを推進します。

主な取り組み

取り組み	内容
自然とふれあえる環境の整備	生態系の保全に配慮しながら、自然とふれあえる環境および自然資源までのアクセスを整備します。
エコツーリズムの推進	下呂市エコツーリズム推進全体構想に基づき、自然や風土、歴史など下呂市の様々な魅力を盛り込んだエコツアーの開発・販売、ガイド養成、モニタリングを推進します。



小坂の滝めぐり



紅葉めぐりツアー（馬瀬地域）

4 環境教育

a. 環境教育の推進

重点施策

キーワード・・・自然とのふれあい、環境問題、環境保全

現状と課題

生活環境などに関する身近な環境問題や、地球温暖化や資源問題など地球レベルでの様々な環境問題が注目されています。多くの人が環境に関する知識を深めるとともに、問題意識を持ち環境保全のための行動をとっていくことが大切です。そのために、学校だけでなく様々な機会を通して環境について学ぶ「環境教育」の重要性が高まっています。環境教育を効果的に推進していくためには、行政・自治会・事業者・NPOなど関係する団体が協力・連携して環境教育を実施する場をつくり、地域や地球規模での環境に対する興味・関心を高めるプログラムを整備していくことが重要です。

施策の方針

- 自然とのふれあいや様々な体験を通して環境に関する関心を高め、環境保全のための行動に結びつく環境学習を推進します。
- 環境に関する情報を積極的に発信し、普及に努めます。

主な取組み

取組み	内容
環境教育の推進	学校、NPO、事業者など各種団体が協力・連携を図りながら、環境学習を総合的かつ効果的に進めるための基盤づくりを進めます。 森林環境学習をはじめとする森や川、農地での自然体験や環境施設の見学、イベントでのワークショップなどを実施し、子どもをはじめとしたさまざまな世代を対象に体験を通じた環境学習を推進します。
環境に関する情報発信	広報やチラシ、イベントなどを通して、環境に関する情報を発信し、環境保全に対する意識の向上を図ります。



森林環境学習



カワゲラウォッチング



5・地球環境

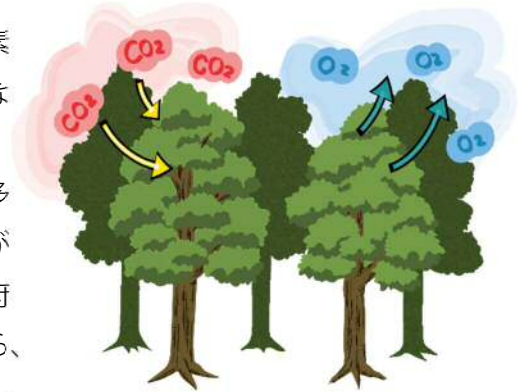
a. 地球温暖化対策の推進

キーワード・・・二酸化炭素、地球温暖化対策実行計画、森林吸収

現状と課題

地球温暖化は、化石燃料の大量消費に伴い発生する二酸化炭素がその主な原因となっており、異常気象の発生や農業への影響などが危惧され、地球環境問題の中でも重要課題となっています。

下呂市は二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担う森林を多く保持しており、このような地域の特性を活かした温暖化対策が可能です。したがって、地球規模の問題に対しても、国、都道府県、市町村、住民、事業者など様々な主体が協力・連携しながら、二酸化炭素の効果的な発生源対策ならびに吸収源対策に取り組んでいく必要があります。



施策の方針

- 下呂市地球温暖化対策実行計画のもと、市・市民・事業者が協力し、総合的に地球温暖化対策を推進します。
- 下呂市の豊富な森林を活かし、吸収源対策として森林の適正な管理およびそれを支える木材の利用を推進します。

主な取組み

取組み	内容
排出源対策の推進	市、市民、事業者が協力・連携し、下呂市地球温暖化対策実行計画に基づいて温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。また、木質バイオマスエネルギー資源として木材の利用を推進します。
吸収源対策の推進	森林管理を計画的に実施し、森林の二酸化炭素吸収効果を高めていくよう努めます。

5・地球環境

b. ごみ減量の推進

キーワード・・・3R（リデュース・リユース・リサイクル）、ごみ排出量削減

現状と課題

私たちは生活の中で多くの資源を消費し、ごみとして処分しています。しかし、それが地球への過大な負担となり、次の世代を犠牲にするものであってはなりません。そのために、資源の節約や循環利用を図り、地球上の限りある資源を有効に活用していくことが、重要な課題になっています。

施策の方針

- 3R（リデュース：ごみの発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：ごみの再生利用）を推進します。
- 新たに策定される第二次一般廃棄物処理基本計画（平成31年初年度）の適正な運用に努めます。

主な取組み

取組み	内容
3Rの啓発活動	ホームページやごみ収集カレンダー、広報などにおいて、3Rに関する意識啓発を進めます。また、温泉街や外国人向けに、ごみ分別・収集方法の周知を図ります。
ごみ処理計画の適正な運用	第二次一般廃棄物処理基本計画を策定し、計画に沿ってごみの減量化・資源化に努めます。
事業系ごみの排出抑制と資源化の推進	ホテルや旅館で排出される残菜をはじめ食品ロスなどについて、環境に影響を与えないごみ収集と資源化のあり方を検討します。



携帯電話回収ボックス



ペットボトル回収

5・地球環境

c. 再生可能エネルギーの有効活用

キーワード・・・再生可能エネルギー、省エネルギー、木質バイオマス

現状と課題

エネルギー資源の枯渇や安全なエネルギーの確保が世界的に問題となっているなか、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーへの転換が求められています。

下呂市は典型的な中山間地域で、森林、谷川、地下水、湧水など豊かな自然に恵まれており、これらの自然資源を活用したエネルギー利用の仕組みづくりが期待されます。既に、一部の家庭や事業所ではペレットボイラー、薪・ペレットストーブ、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーが導入されていますが、導入にかかる高いコストが課題となっています。さらに、ソーラーパネルについては景観や廃棄物処分が問題となっており、これらの対策を考えながら導入を進めていく必要があります。

施策の方針

- 再生可能エネルギーへの転換を推進します。
- 省エネルギーの啓発に努めます。

主な取組み

取組み	内容
再生可能エネルギーの利用推進	バイオマス、太陽光、小水力などについて、設置効果などの情報公開を行い、再生可能エネルギーの利用を推進します。
省エネルギーの啓発	ホームページやイベントなどにおいて節電、節水などの啓発を行い、省エネルギーを推進します。 また、市の施設は率先して省エネルギーに取り組みます。



ペレットストーブ



ペレットボイラー

5.4 数値指標

基本方針の実現に向けて、指標となる数値を以下の通り設定します。

施策		目標指標	現況数値 H28	目標値 H34	担当課
1-自然 環境	a. 河川の保全	河川パトロール実施回数（年間）	9回	52回	土木課
	b. 森林の保全	間伐の面積（年間）	1,054ha	1,400ha	林務課
	c. 農地の保全	全農地面積に占める担い手が集積する農地面積の割合	35.9%	38.0%	農務課
	d. 生態系の保全	カワゲラウォッチングの実施校数（年間）※市内小学校13校対象	6校	10校	環境課
2-生活 環境	a. 公害の防止と対策	河川における生活環境の保全に関する環境基準のうちpH、BOD、SS、DOの適合箇所数	39か所 （43か所中90%達成）※H29	40か所 （43か所中93%達成）	環境課
		水浴場水質判定基準のうち、ふん便性大腸菌群数、CODの適合箇所数	42か所 （43か所中97.6%達成）※H29	43か所 （43か所中100%達成）	
	b. 廃棄物の適正処理	不法投棄防止啓発の看板などの設置件数（年間）	1件	10件	環境課
	c. 生活排水の適正処理	下水道のつなが込み普及率	83.5%	89%	上下水道課
		合併処理浄化槽の設置率 ※浄化槽整備地域の戸数は1,469戸（H29現在）	73.2%	80%	
	d. 環境美化の推進	ごみゼロ運動の実施回数（年間）	81回	91回	環境課 地域振興課
3-環境 共存	a. 景観の保全と創造	景観推進地区の指定	2地区	5地区	建築課
		景観重要建造物・景観重要樹木の指定	0か所	5か所	
	b. 自然とのふれあい推進	エコツアーの開発本数（年間） （市とエコツーリズム推進協議会が企画立案しモニターツアーの催行まで含め、開発するエコツアーの本数）	0本（H28） 10本（H29）	20本	観光課
4-環境 教育	a. 環境教育の推進	環境に関わる施設見学・出前講座（年間）	10件	15件	環境課 環境施設課
		森林環境学習（年間）	37回	47回	林務課
5-地球 環境	a. 地球温暖化対策の推進	下呂市の二酸化炭素排出量（年間）	294千t-CO ₂ （H26）	266千t-CO ₂	環境課
	b. ごみ減量の推進	1人1日あたりの家庭ごみ排出量（資源ごみ・集団回収分を除く）	883g/人日	857g/人日	環境課
	c. 再生可能エネルギーの有効活用	下呂市に設置されている太陽光発電システムによるCO ₂ 排出削減量（年間）	11,360 t /CO ₂	19,610 t /CO ₂	環境課

資料編

(1) 下呂市環境基本条例

平成 22 年 6 月 28 日条例第 47 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創出に関する施策の推進（第 7 条―第 15 条）

第 3 章 環境審議会（第 16 条・第 17 条）

第 4 章 その他（第 18 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、河川や海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3）公害 環境を保全する上での支障となるもののうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭などによって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及び生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(4) 環境の保全及び創造 「保全」とは、環境を良好な状態に残しておくこと、維持していくことをいい、「創造」とは、環境を良好な状態に保ちつつ、より質の高い快適で潤いのある豊かな環境を創り出すために努力をしていくことをいう。環境の保全及び創造の視点に基づく人材の育成、仕組みづくり並びに生き方及び生活様式の提案なども含まれる。

(5) 事業者 この条例においては、反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者を「事業者」といい、必ずしも営利目的で事業を営む者に限らず、公益・公共事業を営む者も含まれる。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、環境への負荷の少ない健全な経済が持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担のもとに積極的かつ継続的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深く関わっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的かつ継続的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等を図るため、次に掲げる事項に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(1) 市民の健康の保護及び生活環境の保全並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 森林、農地、緑地、河川、湖沼等における多様な自然の環境の保全及び創造を図るとともに、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めること。

(3) 豊かな自然、文化、人とが調和する地域を保つこと。

(4) 美しい山並みに調和した良好な景観の形成を図りつつ、潤いと安らぎを与える環境を保全し創造すること。

(5) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

(6) 市民が環境との関わりについて理解と認識を深めるため、系統的な環境教育の構築に努めること。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に従い、その日常生活の中で、自らの行動が環境を損なうことのないようにするとともに、廃棄物の減量、省エネルギー等環境への負荷の低減に積極的に努めなければなりません。

2 市民は、環境の保全等に自主的に取り組むよう努めるとともに、市及び地域団体等が実施する環境の保全等に関する事業に積極的に協力する責務があります。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるおそれのある公害を防止するための措置を講ずるとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創出に関する施策の推進

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、下呂市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 環境の保全等に関する施策の方向

(3) 環境の保全等に関する各主体の役割及び実施手段

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ下呂市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第9条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、自ら活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全等に関する教育及び学習の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の推進)

第10条 市は、市民、事業者及び市民や事業者が構成する団体が行う環境の保全等のための自発的な活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境に関する情報の提供)

第11条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境の保全等に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(推進体制)

第12条 市は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進体制を整備し、充実するよう努めるものとする。

(指導等)

第13条 市は、環境の保全等を図るため必要と認めるときは、市民や事業者に対し、指導、助言等を行うことができる。

(財政上の措置)

第14条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(広域的連携)

第15条 市は、環境の保全等について、広域的な取り組みを必要とする施策については、国及び県並びに他の市町村等関係機関と協力してその推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第16条 環境の保全等に関する基本的事項を調査、研究及び審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、下呂市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全等に関する重要事項を調査、研究及び審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 17 条 審議会は、委員 18 人以内をもって組織し、生活、自然、社会及び地球環境問題について識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、会長と副会長各 1 名を置き、委員の互選によって定める。

4 会長は、会議をまとめ、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 4 章 その他

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年下呂市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

(2) 第二次下呂市環境基本計画策定経緯

日 付	事 柄
平成 29 年 6 月 29 日	第 1 回 下呂市環境審議会
平成 29 年 8 月 17 日	第 2 回 下呂市環境審議会
平成 29 年 12 月 8 日	第 3 回 下呂市環境審議会
平成 30 年 2 月 22 日	第 4 回 下呂市環境審議会
平成 30 年 3 月 30 日	下呂市環境審議会より市長へ計画を報告

(3) 下呂市環境審議会委員名簿

No.	氏 名	審議会役職	地 区	分 野 等
1	伊藤 栄一	会長	萩原	環境教育・森林・林業等
2	小池 永司	副会長	馬瀬	自然環境・自然公園
3	田口 盾男		下呂	下呂市連合自治会会長
4	大 林 修		小坂	文化財
5	金森 茂俊		金山	農 業
6	松田 秀弘		全市	建設業
7	齋藤 正巳		下呂	観光産業
8	松 岡 守		全市	飲食業・商業・店舗
9	佐 古 成		全市	地球温暖化防止活動
10	桂川 淳平		小坂	自然環境・自然公園
11	川田 裕司		下呂市外	飛騨県事務所 環境課長

（４）下呂市環境審議会での意見（第２回審議会：第一次計画の方針・取組みについて）

箇 所		意 見	対 応
計画全体		市民、観光客にとって、安全安心なまちづくりにつながる施策を行ってほしい。	生活環境に関する施策で取り組んでいく。
		楽しい環境基本計画にしてほしい。 特に環境と観光、教育の融合というような「エコツーリズム」をキーワードとして盛り込んでほしい。	下呂市の特徴や社会情勢から、「自然とのふれあい推進（エコツーリズム）」や「環境教育」を重点項目として、内容を精査した。
		いくつか重点を決めて、深ぼりするべきである。	
		環境計画そのものを楽しいものにするのは難しいところもあると思われるため、市民向けに楽しく読めるような副読本を作成してはどうか。	岐阜県で環境学習用の副読本が配布されていることから、市独自のものは作成しないが、計画の改訂にあたり読みやすい計画となるよう配慮した。
第２章 下呂市の環境を取り巻く現状		下呂市に生息・生育する生物のデータや下呂市の自然公園の資料（分布図）、を載せると良い。また、景観についても保存していかなければならない場所を載せた方が良い。	自然公園や自然環境全地域等の分布図を追加した。
		必要なデータと見せ方を精査した方が良い。	計画に記載する情報は、環境に関係のあるデータや社会状況で重要なデータに絞込んだ。
第５章 施策			
1-自然環境	a. 河川の保全	パトロールの実施回数という数値指標で良いか。	「多自然川づくりの実施箇所」を変更案として検討したが、市が主導して実施するのは困難なため、現行の目標を継続する。
		近自然工法の導入率などの指標の挙げ方もあるのでは？	
		「環境と調和のとれた施工」の書き込み方が曖昧である。見た目の感覚的な内容で評価が難しいため、この項目を残していく必要があるのかということを含め、協議していただきたい。	
		自然に配慮した工法について、努力義務として配慮項目を挙げていく必要があると思われる。自然工法管理士の活用など、取組みを分かりやすく挙げてほしい。	
	b. 森林の保全	数値指標は、間伐材の搬出量より間伐面積の方が適切。森林の整備率など、その他に指標として挙げられるものがあるか、整理すると良い。	数値指標を、間伐面積に変更した。
		取組み項目が、課の政策、事業の中で取り組むかたちで記載されており、読みづらいため、文言を整理する必要がある。里山林整備事業など、森林関係の事業が他にもあるのではないかとと思われるため、ピックアップして精査してほしい。	森林の種類・役割に沿うかたちで、方針を整理した（林業・環境保全林・里山林の３項目）。
	c. 農地の保全	意見なし	-
	d. 生態系の保全	数値指標で、鳥獣保護区数と猟銃禁止区域数は目標として意味があるのか検討する必要がある。	「カワゲラウォッチングの実施校数」に変更した。
		希少な動植物や生物多様性にかかる調査が、もう少し必要と思われる。生物多様性を評価するときに何が必要かというのを検討し、計画の中に盛り込んでほしい。	馬瀬地域で取り組まれている「溪流魚付き保全林」を参考に、主な取組みとして「森・川の生態系保全」を追加した。

箇 所		意 見	対 応
2-生活環境	a. 公害の防止と対策	大腸菌群数で水質を評価することが指標として好ましいのかどうか。現在、大腸菌群数の基準を達成できていない状況で、今後は原因を把握して対策を立てていくのか、評価の指標を変えていくのか、考えていく必要がある。	大腸菌群数が基準を超える要因は定かでなく、評価するのが難しいため指標を変更した。
	b. 廃棄物の適正処理	数値指標として挙げられている不法投棄処理件数は、不法投棄の正しい件数なのか（地域の清掃奉仕などで処理される件数は報告されない）。この数値を見せることがいいのか。また、数値の高さはどうか。	不法投棄の通報によって処理した件数を示しているため、必ずしも全ての不法投棄を反映しているわけではない。数値指標は、「不法投棄防止啓発の看板などの設置件数」に変更した。
	c. 生活排水の適正処理	下水道つなぎ込み普及率はどのように算出しているか。収容人数の多い宿泊施設が多数含まれるため、人口割合や排出量割合などを指標として用いるべきである。	下水道のつなぎ込みがなされている軒数の割合を算出している。計算方法の変更は難しいため、現在の指標を継続する。
	d. 環境美化の推進	意見なし	取組みに「ごみステーションの設置」を追加した。また、施策体系の見直しにより、基本方針「生活環境」に移動した。
3-環境共存	a. 景観の保全と創造	指標として「景観推進地区」のみが挙げられているが、景観計画や景観条例の適正な運用など、より適正な景観を形成していくように努力していくという記載が必要である。	意見のとおり修正した。
		景観重要建造物と景観重要樹木については、指定が進んでいないため、指標として挙げてはどうか。	意見のとおり、数値指標を追加した。
	(旧施策) 文化の保存と創造	環境基本計画の中で対象となる文化財は、天然記念物であって、史跡系の文化財を組み込むのは適さない。	文化財全体の普及啓発に関する取組みが記載されており、環境基本計画の中の施策としては意図が不明瞭だったため、削除した。その代替として、「景観の保全と創造」の部分で、文化財を含め下呂市の「風土と歴史を感じることでできる景観」を保全していくという記載に変更した。
	(旧施策) 市民参加による環境保全活動	地域の自治組織の活動が網羅されてしまっているため、草刈りなどの環境美化活動や環境保全に関わる活動に絞り込む。	地域で取り組まれている環境に関わる活動は、ごみゼロ運動や農地維持活動、花壇の管理等が挙げられる。これらの活動は、「環境美化の推進」や「農地の保全」の施策に含まれているため、本施策は削除した。
		各取組みが環境とどのように関わっているのか分かりにくい。	
	b. 自然とのふれあい推進	がんたて公園だけでなく、エコツーリズム全体の数把握の方が良い。観光のセクションと連携し、エコツーリズム全体を網羅できるような指標の置き方をする。	数値指標は、市と協議会が企画する「エコツアーの開発本数」に変更した。

箇 所		意 見	対 応
4-環境教育	a. 環境教育の推進	森林環境学習を追加する。	意見のとおり追記した。
		あらゆる機会を通じて環境に関する学習を進めていくということを載せる必要がある。	環境教育については、重点項目として内容を見直した。市が行う講座だけでなく、各種団体が連携すること、自然とふれあいなど様々な体験を通した環境学習を推進していくことを記載した。
		子どもたちに下呂市により興味を持ってもらえるような教育をしていただきたい。下呂の自然での体験や教育を通して、子どもたちが下呂市を愛して、下呂市に残ってくれることを目指していく。	
		取組み実績を見ると、環境教育の対象は小中学生が主となっているが、家族ぐるみの啓発も重要である。	
		「基本方針 3. 環境共存」と統合してはどうか（あるいは再掲）	検討し、別施策とした。
5-地球環境	a. 地球温暖化対策の推進	吸収源対策を明確に掲げてほしい。	意見のとおり追記した。
		バイオマス、小水力、ペレットストーブ、薪ストーブなど、この地域ならではのエネルギー資源、循環型エネルギー資源の活用などを積極的に書き込んでほしい。	エネルギーについては別途施策「再生可能エネルギーの有効活用」に記載した。
		地球環境という大きな枠組みも含めて積極的に取り組んでいるという姿勢を示し、環境に配慮した観光地ということを世界に向かって訴えかけるような表現をしてほしい。	記載の表現を検討した。
	b. ごみ減量の推進	業者が設置している資源回収ステーションの回収量は行政で把握できないため、指標の見直しも一案である。	数値指標は、「1日1人当たりの家庭ごみ排出量」に変更した。
	c. 再生可能エネルギーの有効活用	「施策 a. 地球温暖化防止の推進」に吸収してはどうか。	検討し、別施策とした。

（５）下呂市環境審議会より計画の報告

平成 30 年 3 月 30 日に下呂市環境審議会委員代表により、市長へ第二次下呂市環境計画の報告を行った。

なお、計画の策定にあたって下呂市環境審議会より下記の意見があったため、その内容に留意して計画を実行していくこととする。

環境審議会からの意見

一人一人の生活環境から地球規模での環境問題まで、「環境」に関わる課題は、私たち一人一人が避けて通れない課題です。

下呂市の「まちづくり」の将来を考えたとき、市民の生活環境はもとより、豊かな自然環境の保全活用、地球規模での環境課題に対する地域での取り組みを進めることは、「市民の豊かな暮らしの確立」ならびに「観光立市」を目指す下呂にとっても、国際的な展開の中で重要なブランドイメージの一つとなると考えます。

第二次下呂市環境基本計画を着実に実行していくとともに、将来に向けた環境戦略を練り、「まちづくり」に反映させてゆく、さらなる行動を官民一体となって取り組まれることを期待します。

(6) 第一次計画における施策の取組み実績

・ 第一次計画の施策体系と数値指標実績

	施策	数値指標	H23 数値	H29 目標値	H28 実績
生活環境	a. 公害の防止と対策	河川水質調査における環境基準の適合箇所割合	53%	64%	0%
	b. 廃棄物の適正処理	不法投棄処理件数	72 件	66 件	85 件
	c. 生活排水の適正処理	下水道つなぎ込み普及率	73.4%	80.0%	83.5%
		合併処理浄化槽の設置率	62.6%	75.0%	73.2%
自然環境	a. 河川の保全	一年間のパトロール実施回数	11 回	52 回	9 回
	b. 森林の保全	間伐材の搬出量	12,960 m ³	13,200 m ³	23,411 m ³
	c. 農地の保全	農用地面積に占める担い手（認定農業者・集落営農組織等）の経営面積の割合	32.2%	38.0%	35.9%
	d. 生態系の保全	鳥獣保護区数	8 か所	8 か所	8 か所
		銃猟禁止区域数	8 か所	8 か所	8 か所
環境共存	a. 自然とのふれあい推進	がんだて公園(小坂の滝めぐり)入込客数	49,152 人	70,000 人	39,860 人
	b. 文化の保存と創造	下呂市内の文化財認識度（下呂市内の文化財を一つ以上知っている市民の割合）	79%	90%	68.2%
	c. 市民参加による環境保全活動	市民参加が進んでいると感じる市民の割合	13.0%	30.0%	14.2%(H26)
		地域振興補助金の交付件数	10 件	15 件	11 件
快適環境	a. 景観の保全と創造	景観推進地区の指定数	2 地区	5 地区	2 地区
	b. 緑化と美化の推進	地域環境美化運動の実施回数	91 回	91 回	81 回
地球環境	a. 地球温暖化防止の推進	下呂市の二酸化炭素排出量 ※数値は地球温暖化対策実行計画に基づく	300 千 t-CO ₂ (H20)	274 千 t-CO ₂ (H29)	294 千 t-CO ₂ (H26)
	b. ごみ減量の推進	ごみの総排出量（資源回収を含む）	11,555t	11,432 t	10,105 t
		リサイクル率	16.6%	29.5%	15.8%
	c. エネルギーの有効活用	補助金交付した住宅用太陽光発電システムによる年間発電量の推計	1,954,785 kwh	4,477,665 kwh	3,615,891 kwh
		補助金交付した住宅用太陽熱利用システムによる年間集熱量の推計	914GJ	1,698GJ	1,280GJ
		市施設の年間消費電力量（エネルギーの使用の合理化に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づく定期報告書による）	18,984 千 kWh	18,035 千 kWh	17,476 千 kWh
環境教育	a. 教育学習と啓発活動の推進	環境啓発に係る出前講座数	2 回	8 回	8 回
		廃棄物処理施設の施設見学数	11 回	17 回	8 回

・ 各施策の取組み実績

基本方針 1 生活環境

a. 公害の防止と対策

取組み項目	実績
公害防止啓発活動	■ 工場・事業所などへの立ち入り調査、指導 ・ 県と合同で 3 回程度実施 ■ その他 ・ 公害について、以下のような事例が発生している。 ①機械・設備の老朽化・保守点検の不備・交通事故等による漏油等の発生時には消防署等各担当課と連携し、油吸着材や油吸着マット、中和剤など使用し対応した。 ②農業・畜産の堆肥・薬剤散布・耕土起しによる悪臭・汚濁の通報には現地確認を行い原因究明する等対応した。 ③野焼きによる煙や灰の飛散などの苦情や通報 ・ 市民からの問い合わせや通報を受け、現場へ行き確認するなど対応した。
公害対策	■ 騒音の監視 ・ 毎年国から、法定受託事務として面的評価及び一般環境騒音測定の業務を受けている。内容としては、R41 号の道路に面する地域の騒音調査、評価（環境省報告）を 4 箇所（上呂～小坂町坂下地内）で、一般環境騒音測定（岐阜県報告）を市内 3 箇所で行っている。 ・ 国や県が調査結果を受けて検証・課題抽出し、防音・遮音対策や道路構造見直しを検討している。
河川水質調査	・ 河川 31 箇所水質検査を実施 ・ pH、BOD、SS、DO は全ての箇所で基準値を達成しているが、大腸菌群数は全ての地点で基準値を超過した。

b. 廃棄物の適正処理

取組み項目	実績
廃棄物の適正処理	■ 廃棄物適正処理啓発活動チラシの作成・配布 ・ チラシには、下記の 5 項目を表示 ①建物解体・撤去時等の廃棄物運搬手段 ②違法性容疑廃家電回収行為者注意喚起 ③便槽・浄化槽の解体・撤去前の最終清掃 ④遺品整理、不要物処理でのごみ処理依頼方法 ⑤廃家電を処理する際の手段 ・ 家電回収行為者や、産業廃棄物と一般廃棄物を無分別取扱する市外解体業者などに配布
災害廃棄物対策	■ 「下呂市震災廃棄物処理計画」「下呂市水害廃棄物処理計画」の見直し・修正 ・ 県主催による講習会・説明会が数回開催され、災害廃棄物処理市町村計画を見直し、整備・改訂する様、強い指導があった。 ・ 上記を踏まえ、災害廃棄物発生量想定、がれき等の一時仮置場候補地選定、災害廃棄物処理に関する BCP（事業継続計画）等を見直した。
不適正処理・不法投棄対策	■ 不法投棄回収の実施 ・ 市職員及びシルバー人材センター（委託）により実施 ・ ごみが捨てられやすい箇所（県道、市道、農道、林道沿い、河川敷等）を重点的に監視した。 ■ その他 ・ 各区長会にて不法投棄監視体制への協力依頼
環境パトロール	・ 市職員自ら及び、シルバー人材センターへの環境パトロール委託業務により巡回及び回収を実施
排出困難者への対応	・ 現在のところ高齢者、障害者といった排出困難者のごみ出しに対する救済策は講じていない。

c. 生活排水の適正処理

取組み項目	実績
下水道つなぎ込み 推進事業	■ 広報げろによる PR
合併処理浄化槽 整備事業	■ 合併処理浄化槽整備事業 ・下水道計画区域外での合併処理浄化槽設置に対して補助金を交付 ■ 広報げろによる PR
水質汚濁の防止	■ 家庭でできる生活排水対策の啓発 ・H28 よりホームページにて、河川水質検査の結果を掲載する中で、家庭でできる生活排水対策について掲載（食事の残り物や油を流しに流さない、食器類の汚れは拭き取ってから洗う、石鹸や洗剤などは適量を使う）

基本方針 2 自然環境

a. 河川の保全

取組み項目	実績
自然に配慮した河川や排水路の補修・整備	■ 環境と調和のとれた施工の実施 ・コンクリートブロックを使用し施工する際には、下記の事項について留意している。 ①護岸等の彩度を抑制し、周囲の環境と調和させる。 ②護岸等の素材に適度な表面の質感を持たせる形や積み方、目地などによる周囲の景観と調和させる。
河川の保全・管理	■ 道路・河川施設のパトロール ・岐阜県管理の 1 級河川については、年に 1 度の出水前施設パトロールを関係団体とともに実施 ■ 保全管理活動 ・一級河川については、堤防除草活動を河川管理者・地域団体と協力して市内 29 地区で実施 ・河川美化作業を市内 3 地区で実施

b. 森林の保全

取組み項目	実績
森林整備事業	■ 森林整備事業 ・持続的な森林整備、林業経験の安定化のため、事業を実施 ・除伐及び間伐を推進し、健全な森林づくりに取り組んだ。 除伐及び間伐面積 H28 実績：1,055ha
治山事業	■ 県と連携した治山事業の推進 ・荒廃した溪流の復元や山地災害の予防など、山林の保全に努めた。県が事業主体となり、市では地元調整などに取り組んだ。 ■ 集落環境保全整備事業 ・山林と集落の間を結ぶ水路等を回収し、快適な生活空間の確保に取り組んだ。 H28 実績：久野川地区流路工整備 38m
地元間伐材の利用促進	■ 県民協働による未利用材の搬出促進 ・できるだけ森林に放置される間伐材を搬出し、流木災害の防止、木質バイオマス利用推進を図った。 H28 実績：搬出量 339m ³ ■ 間伐材安定供給事業 ・森林経営計画団地内から搬出される B 材（ラミナー材）や C・D 材（チップ材）の搬出を促し、木材利用の拡大を図った。 H28 実績：搬出量 10,079m ³

取組み項目	実績
里山林の保全整備	■ 里山林種転換事業 ・自然環境や、森林の生態系の保持及び山村の良好な景観を確保するため、広葉樹への林種転換を行った。 ・事業実施にあたり、広葉樹の苗木を配布した。 H28 実績：イロハモミジ 65 本、ケヤキ 54 本、ソメイヨシノ 84 本、コナラ 142 本 ■ 里山林整備事業 ・野生鳥獣による被害の軽減など地域住民の生活環境の保全や生物多様性の保全を図るため、里山林の整備（不要木・危険木等の除去、森林病虫害の防除、樹木の植栽等）を行った。 H28 実績：整備面積 31.83ha
森林保護保全の啓発	■ 森林環境学習 ・市内の小学校 8 校を対象に自然観察、川の学習などを実施 ・森の幼稚園を 9 回開催し、森の散策・野遊び学習を実施した。

c. 農地の保全

取組み項目	実績
鳥獣害防除対策	■ 集落一体を囲う防護柵の設置 ・鳥獣被害防止総合支援事業 7 地区 萩原：3 地区 8.5km、下呂：3 地区 8.4km、金山：1 地区 2.2km
担い手育成総合支援	・新規就農への足がかりとして、指導農業士を介して研修生の受け入れ態勢を整備し、平成 28 年度末までに 19 名の就農者が誕生した。また、地域では法人組織が立ち上がり集落営農の礎ができてきた。
地域共同活動支援、先進的営農活動支援	■ 多面的機能支払交付金事業の活用 ・非農家も含め地域一体で農地の維持活動に努めた。 ・簡易的な農道、水路の補修を実施 実施地区：24 地区 対象面積：田 585ha、畑 125ha ■ 集落営農組織の立ち上げ ・H27：1 法人 農事組合法人 南ひだ羽根ファーム（組合員 17 名、経営面積 38ha） ・H28：2 法人 一般社団法人 馬瀬アグリ（会員 513 名、集積面積 38.96ha） 合同会社 縁の里野上（会員 7 名、農作業の受託を中心に農畜産物の生産、加工、販売を行う）
農業基盤整備	■ 県営中山間総合整備事業の実施 ・益田北東部：ほ場整備 3.1ha 水路、集落排水路整備、集落道の整備 ・金山西部：6 路線の用水路の整備 ・下呂東南部：8 路線の用排水路の整備、2 路線の農道整備、ほ場整備 1 か所 ■ 県営かんがい排水事業 ・萩原中央、川西北部用水：各 1 期工事、測量 ・東沓部：揚水機設備設計

d. 生態系の保全

取組み項目	実績
特定外来来生物（植物）防除	■ 特定外来生物の駆除活動 ・市道など市有地では、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリの駆除を下呂市シルバー人材センターへの委託業務により実施 ・国道、県道沿いに生息しているものについては、国交省、県土木事務所との連携協力のもと、防除を推進 ・防除の成果もあり、オオキンケイギク、オオハンゴンソウは繁殖地が減少してきている実感がある。 ■ 啓発チラシの配布（毎年配布） ・民地や農地における防除の啓発として、市民にチラシを配布（5 月配布）
希少生物の保護	■ 天然記念物指定動物の生息調査 ・ニホンカモシカ：岐阜県文化伝承課による北アルプスカモシカ保護地域調査への協力 ・ヤマネ、オオサンショウウオ：前年度、生息が確認されておらず、取組みは実施していない。

基本方針 3 環境共存

a. 自然とのふれあい推進

取組み項目	実績
自然とふれあえる環境整備	・下呂市エコツーリズム基本構想の作成に着手し、ガイド養成や資源の掘り起こし、保全に向けた取り組みについて計画的に進めていく。構想は平成 29 年度に環境省の認可を受ける予定である。
自然資源までのアクセス整備	・実績の記録なし

b. 文化の保存と創造

取組み項目	実績
文化財愛護標柱の設置	・標柱の設置を、新規交換を含め推進した。
文化財マップの配布	・指定文化財の所在地を示した文化財マップについて、適宜配布を行った。
講演会・現地説明会の実施	・下呂市内の文化財及び博物館等収蔵品の活用を図るため、定期的に講演会を実施した。 (H28 実績) ふるさとの歴史講座 前期 3 回、後期 3 回
文化施設展示活動	・下呂市の収蔵品の公開を促進するため、下呂ふるさと歴史記念館にて展示会を実施した。 (H28 実績) 「古文書・絵図にみる中呂村のすがた」6/23～9/25、「飛騨の街道を歩く」10/8～12/4

c. 市民参加による環境保全活動

取組み項目	実績
地域自治組織の育成推進	■「地域づくり委員会（仮称）」の設置に向けた取り組み ・振興事務所のまちづくり特命課長や地域力向上支援員などが中心となって話し合いを実施 ■ ワークショップ開催 ・住民の方の意識醸成やきっかけ作りの為の「ふるさと磨きミーティング」などを開催
自治体、NPO 支援	■ 交付金の交付 ・市内 88 自治会に対する活動交付金及び高齢者活動事業交付金の交付 - 自治会活動交付金 52,185 千円 (H28) - 高齢者活動事業交付金 5,694 千円 (H28)
地域力強化の向上（地域資源活用の推進）	■ 下呂市の特産品に関する情報の発信 ・「下呂の特産品」ホームページを活用し、市内で製造販売される特産品の情報を発信した。 → ホームページ運営協力会会員 31 社 110 品目登録
地域振興事業への支援	■ 市民の創意と工夫による魅力ある地域づくり事業を推進するための補助金の交付 ・地域振興補助金 1,576 千円 11 団体 (H28)

基本方針 4 快適環境

a. 景観の保全と創造

取組み項目	実績
良好な景観づくり	■ 景観重要道路の指定 ・建築物や工作物と併せて、より美しく調和した景観形成を図るために市道 5 路線を指定(湯之島 1 号線・幸田 2 号線・森 1 7 号線・萩原本町線・萩原東本町線) ■ 景観推進地区に関する出前講座 実施 0 件

b. 緑化と美化の推進

取組み項目	実績
公園の管理	■ 道路沿いの支障木伐採 ・市道沿いにおいて、立木伐採、道路への倒木対策、冬期間の凍結対策ともに、沿道修景を実施 ・国道 41 号、県道沿いでは道路管理者により、支障木について伐採を実施 ■ 環境美化活動 ・国道 41 号において、関係団体共同で沿道の清掃作業を実施
花ざかり助成	■ 花壇・植栽の維持管理 ・国道 41 号沿い花壇の維持管理（金山振興事務所） ・萩原町シニアクラブ連合会 21 単位クラブの植栽から維持管理 ■ 花苗、肥料の支給 ・萩原川東地区 10 単位クラブに花苗購入の補助。（花苗単価：1 ポットにつき 50 円） ・川西地区においては県土木より花苗の提供を受けている。 ・馬瀬花づくり運動（馬瀬地域振興課）：申請団体数 11 団体、花苗の配布本数 3,874 本
地域環境美化運動支援	・ごみゼロ運動など自治会が行う各地域の環境美化活動に対し、回収用袋や地域環境美化シールを配布し無料で回収する、またはクリーンセンターにおいて無料で受け付けをすることで、地域の自発的な美化活動を支援

基本方針 5 地球環境

a. 地球温暖化防止の推進

取組み項目	実績
地球温暖化対策の推進	■ 地球温暖化防止活動推進委員の研修会参加 ■ CO₂削減のため庁舎ライトダウンの啓発・実施 ■ 再生可能エネルギーの利用促進支援 ・住宅用太陽光発電（10 件）、太陽熱利用システム設置（3 件）に対し、補助金を交付 ■ 地球温暖化防止、再生可能エネルギーの利用促進に関する啓発活動 ・市内開催イベントにてブースを設営、専門講師による出前講座、環境保全の展示物掲示などを実施 ・下呂市補助金制度（住宅用太陽光発電）の PR

b. ごみ減量の推進

取組み項目	実績
ごみ減量及び 3R の意識啓発	・人口減少や産業衰退により、一般廃棄物の排出量は、微減傾向となっている。 ■ 啓発活動 ・3R を HP 及びごみ収集カレンダーにて呼びかけ ・資源回収について、PTA、各種団体への協力依頼 ■ 資源回収事業補助金交付によるリサイクル活動の支援 ・小中学校 PTA 等の資源回収実施団体に対し補助金を交付（H28：26 団体、H27：33 団体）
収集運搬及び処理体制の構築	・平成 28 年度は市内収集委託業者と 4 回の会議を開催し、業務内容について、情報交換や意見交換を行った。 ・一般廃棄物処理基本計画策定に向け、資源化品目追加や有用物としての出荷先確保について検討を進めている。
分別区分の見直し	・今後の分別区分等の見直しに向け、他市や団体の事例について情報収集を行っている。
事業系ごみの排出抑制と資源化の推進	■ 使用済パソコン、携帯電話の回収 ■ 啓発チラシの作成・配布 ・関連業者や国県機関にチラシ備付を依頼 ・適正処理・リサイクルの推進、違法容疑回収業者による家電の無作為回収への注意喚起を促す。
施設整備の推進	■ 設備の維持管理 ・定期点検により各種機器等の異常を早期に発見し、維持補修を実施（クリーンセンター、最終処分場、リサイクルセンター、し尿処理施設） ■ 新施設の整備 ・新クリーンセンター（熱回収施設：エネルギー回収率 10%以上）は 31 年度に、新最終処分場は 34 年度の供用開始を目標に進めている。

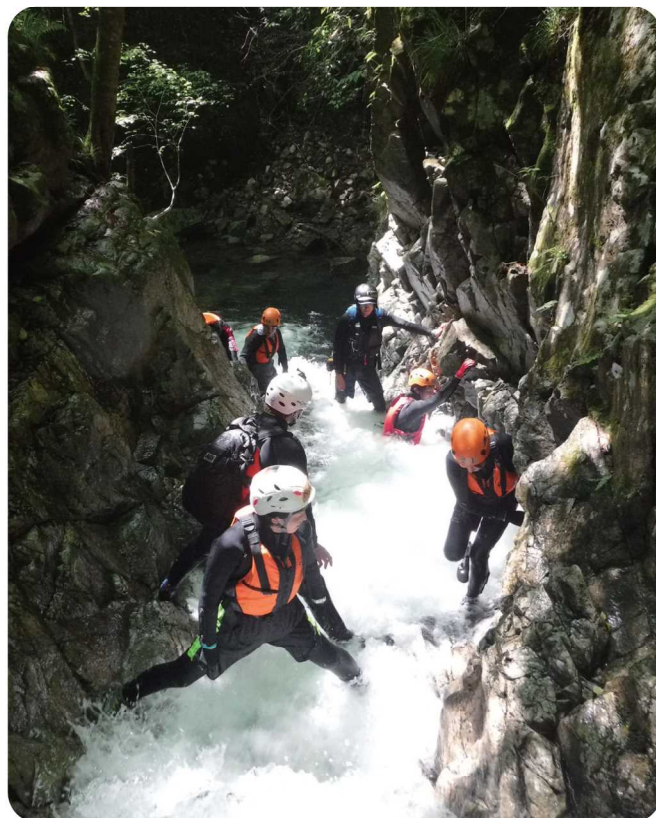
c. エネルギーの有効活用

取組み項目	実績
再生可能エネルギーの利用促進支援	・下呂市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金制度の奨励 H28：10 件、H27：16 件 ・下呂市住宅用太陽熱利用システム設置事業補助金制度の奨励 H28：3 件、H27：2 件
省エネルギーの啓発	・家庭・事業所の省エネ情報について下呂市ホームページに掲載 (内容) ○市民の取組み：家庭で使用する一般的な家電等の利用に対して、節約効果や CO₂ の削減などをチェック表にして掲載し、ライフスタイルの見直しや、省エネの推進を啓発 ○事業者の取組み：省エネに関する情報が掲載された「省エネルギーセンターのサイト」を紹介

基本方針 6 環境教育

a. 教育学習と啓発活動の推進

取組み項目	実績
出前講座	■ イベントへの出展 ・イベントにて環境啓発ブースを設営 (H28 実績) ○森の宝島 in はぎわら：環境講座（省エネ等）及びソーラーカーづくり体験（小学生対象）及び環境クイズ・不法投棄防止・ごみの分別・リサイクル等環境についての啓発活動を実施 ○ハートビート下呂：エコ教室及び空気砲の作成（小学生対象）、地球温暖化についてブースを設営
環境学習	■ カワゲラウオッチングの開催 ・H28 は 6 小学校で実施 ○6 月 3 日 馬瀬小学校 15 人（馬瀬川） ○6 月 17 日 尾崎小学校 19 人（山之口川） ○7 月 1 日 上原小学校 20 人（輪川） ○7 月 19 日 小坂小学校 21 人（黒川） ○9 月 2 日 竹原小学校 34 人（竹原川） ○9 月 5 日 下原小学校 17 人（福来川）
環境施設見学	・市内小学校 4 年生の環境教育の一環としてごみ焼却施設の仕組みを説明。 ・施設見学の受付について下呂市ホームページに掲載し募集をしている
環境啓発活動	■ 広報やチラシなどによる情報発信



第二次下呂市環境基本計画

(平成30年度～平成34年度)

下呂市環境部環境課

〒509-2203 岐阜県下呂市小川2390番地

TEL 0576-26-5011 FAX 0576-26-3398

